

完了後の事後評価

【河川事業】

(直轄事業)

➤ 雄物川上流特定構造物改築事業（大久保堰）	1
➤ 久慈川水防災対策特定河川事業（東連地地区）	3
➤ 信濃川下流床上浸水対策特別緊急事業（才歩川）	5
➤ 太田川床上浸水対策特別緊急事業（出島地区）	7
➤ 江の川上流水防災対策特定河川事業（梶矢地区）	10
➤ 遠賀川床上浸水対策特別緊急事業 （明星寺排水ポンプ場）	12
➤ 大淀川床上浸水対策特別緊急事業 （姫城排水ポンプ場）	14
➤ 筑後川特定構造物改築事業 （中流排水機場群高度化事業）	16
➤ 鷗川総合水系環境整備事業	18
➤ 湧別川総合水系環境整備事業	20
➤ 九頭竜川河川利用推進事業	22
➤ 土器川総合水系環境整備事業 （土器川河川利用推進事業）	24
➤ 渡川総合水系環境整備事業 （丸ノ内川浄化事業）	26
➤ 肱川総合水系環境整備事業 （肱川浄化事業）	28
➤ 川治ダム貯水池水質保全事業	30
➤ 草木ダム水環境改善事業	32

【ダム事業】

(直轄事業等)

➤ 摺上川ダム建設事業	34
-------------	----

【砂防事業等】

(補助事業)

➤ 池成地区地すべり対策事業	36
----------------	----

【海岸事業】

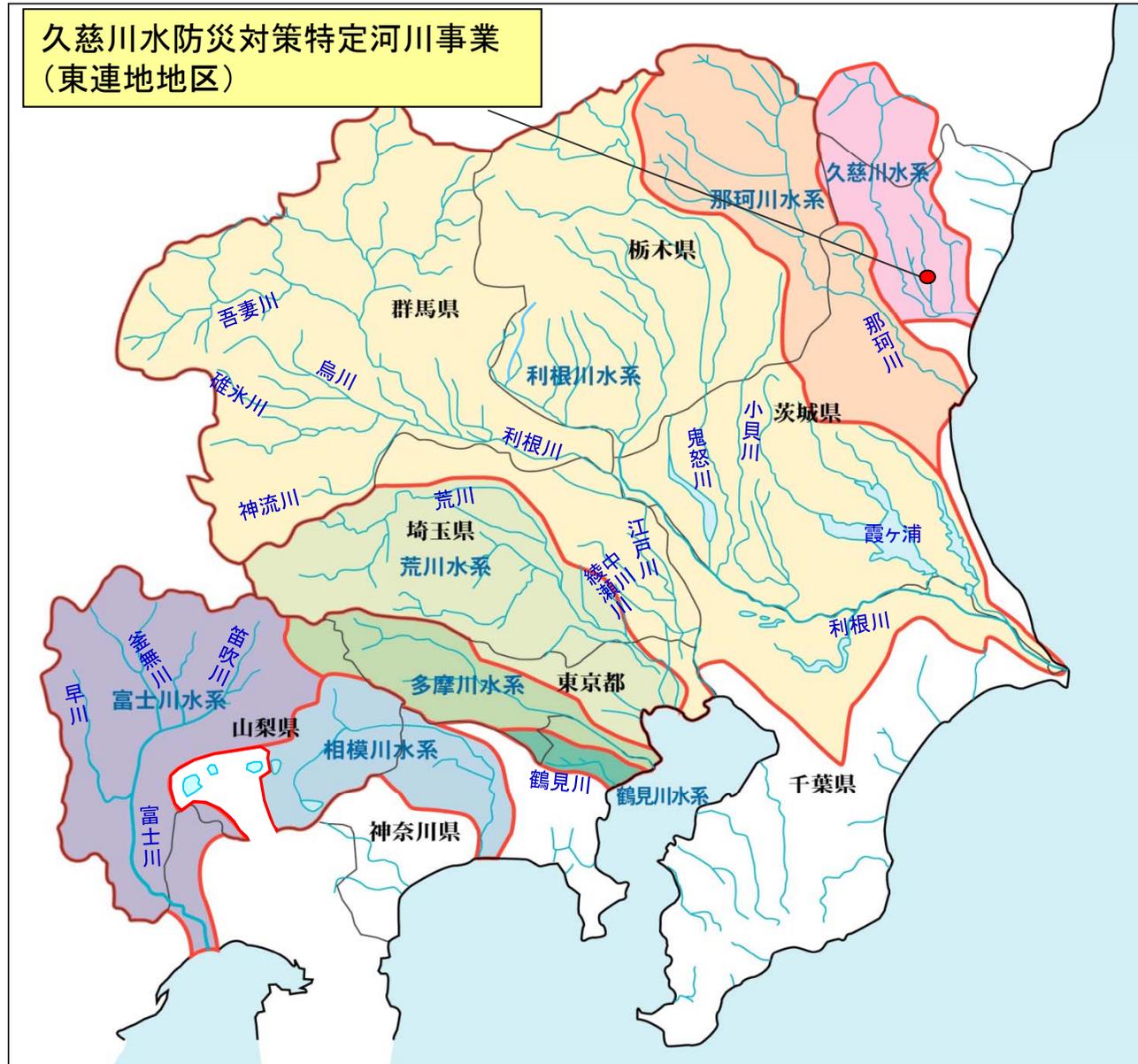
(直轄事業)

➤ 有明海岸直轄海岸保全施設整備事業	38
--------------------	----

事業名 (箇所名)	雄物川上流特定構造物改築事業(大久保堰)	担当課 担当課長名	東北地方整備局河川計画課 舛田 直樹	事業 主体	東北地方整備局				
実施箇所	秋田県湯沢市、羽後町								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	堰改築								
事業期間	平成13年度～平成17年度								
総事業費 (億円)	約 36								
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景> 旧大久保堰は、明治35年に築造(昭和6年・昭和30年・昭和57年に改築)された固定堰で、湯沢・雄勝地方の穀倉地帯を支える農業用の取水施設として利用されてきたが、堰付近の流下能力が不足していたことから、洪水の発生時には堰上げ等により水位が上昇し、氾濫被害が発生していた。 特に昭和62年8月に発生した洪水では、旧大久保堰付近で計画高水位を超え、氾濫面積90ha・浸水家屋45戸の被害が発生するとともに、渇水時には魚道へ水が流れないため、堰上下流で魚類の遡上が阻害されていた。</p> <p><達成すべき目標> 洪水の疎通能力改善と洪水被害の軽減、多様な魚種の遡上。</p> <p><政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p>								
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数: 7戸 年平均浸水軽減面積: 11ha								
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	95	総費用	36	2.6	59	-	平成12年度
	事後	総便益	62	総費用	52	1.2	10	4.9	平成22年度
事業の発現状況	昭和62年8月洪水と同規模の洪水が発生した場合、大久保堰の改築により水位が低下し、氾濫被害(氾濫面積90ha、浸水家屋45戸)が解消される。 大久保堰完成後に発生した平成18年12月出水とほぼ同規模であった平成3年と平成14年出水(堰改築前)を比較すると、大久保堰改築により、柳田橋の水位で80cmを超える水位低減効果を発揮している。								
事業実施による環境の変化	改築後に行われた魚道の遡上調査では、アユ、オイカワ、ウグイ、アブラハヤ、サクラマス等の様々な魚種の遡上が確認されている。								
社会経済情勢等の変化	平成9年に国道13号湯沢横手道路の開通により、当該事業着手時までは背後資産は大きく増加していたが、事業着手後は背後資産に大きな変化はない。								
今後の事後評価の必要性	大久保堰改築及び河道掘削により、近年発生した出水でも水位低減効果が見られるとともに、魚道の改善など、治水安全度及び河川環境の向上も図られている。 このため、大久保堰改築事業は、その効果を十分に発現しているものと判断され、今後の事後評価の必要性はないと判断する。								
改善措置の必要性	大久保堰改築事業は、その効果を十分に発現しているものと判断され、今後の改善措置の必要性はないと判断する。 なお、洪水後の河床変動状況や魚の遡上調査については、今後もモニタリングを実施していく。								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	特に必要はない。								
対応方針	対応なし								
対応方針理由	事業完了後の平成18年12月出水において、効果の発現が確認されていることから、改めて事後評価を実施する必要はない。								
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 「改善措置及び今後の事後評価の実施の必要はない」との原案は妥当である。								

事業名 (箇所名)	久慈川水防災対策特定河川事業 (東連地地区)	担当課	関東地方整備局河川計画課	事業 主体	関東地方整備局				
実施箇所	茨城県常陸太田市								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	久慈川(東連地地区)における輪中堤及び宅地嵩上げ								
事業期間	平成15年度～平成17年度(平成19年度 一連区間完了)								
総事業費 (億円)	約 6.9								
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 東連地地区は久慈川支川山田川の右岸に位置し、無堤部で流下能力が低いため過去幾多の洪水被害が発生。 山田川の無堤区間においてHWL以下の区域に唯一残された集落である。 <p><達成すべき目標></p> <p>早急に無堤部解消を図るため、輪中堤及び宅地嵩上げを実施し、HWL規模の洪水への対応を図る。</p> <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目標:水害等災害による被害の軽減 施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する 								
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数:3.6戸 年平均浸水軽減面積:1.1ha								
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	14	総費用	6.4	2.1	7.2	-	平成14年度
	事後	総便益	13	総費用	9.0	1.4	3.7	9.2	平成22年度
事業の発現状況	事業の実施により、昭和61年8月洪水と同程度の洪水位が発生した場合においても、家屋の浸水被害が解消される。								
事業実施による環境の変化	特になし。								
社会経済情勢等の変化	事業着手前後において氾濫解消エリアの人口・土地利用状況に大きな変化は見られない。								
今後の事後評価の必要性	事業完了以降、大規模な出水は生じていないものの、外水氾濫による被害は発生していないことや、浸水シミュレーションの結果から、浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性は十分見込まれることから、今後の事後評価の必要はない。								
改善措置の必要性	事業完了以降、大規模な出水は生じていないものの、外水氾濫による被害は発生していないことや、浸水シミュレーションの結果から、浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性は十分見込まれることから、今後の改善処置の必要はない。								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	事後評価の結果、同種事業の計画調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要はない。								
対応方針	対応なし								
対応方針理由	事業完了以降、大規模な出水は生じていないものの、外水氾濫による被害は発生していないことや、浸水シミュレーションの結果から、浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性は十分見込まれることから、改めて事後評価を実施する必要はない。								
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 意見無し								

事業位置図

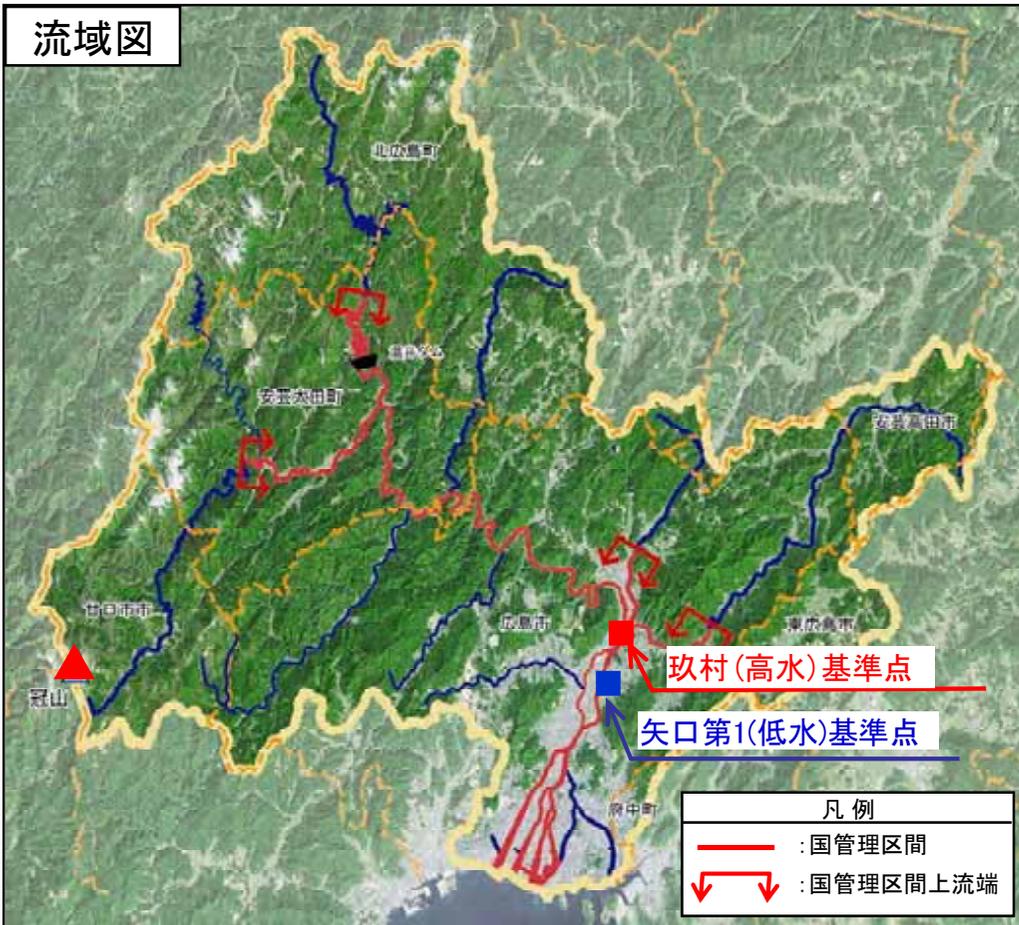


事業名 (箇所名)	信濃川下流床上浸水対策特別緊急事業 (才歩川)	担当課 担当課長名	北陸地方整備局河川計画課 須賀正志	事業 主体	北陸地方整備局		
実施箇所	新潟県南蒲原郡田上町						
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業						
事業諸元	水門、築堤、護岸、河道掘削、地盤改良						
事業期間	平成14年度～平成23年度(うち直轄事業工期 平成14年度～平成17年度)						
総事業費 (億円)	約 147 (うち、本事業分 約23億円)						
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景> 才歩川では、河川管理者である新潟県が昭和56年より河川整備を進め、河積の拡大や法線整正を実施してきた。一方、低平地である周辺地域は宅地造成等の開発が進み、土地利用の高度化で、平成7年から平成12年までに6回の内水氾濫被害が生じている。特に平成12年7月15日豪雨では、総雨量182mmを記録し、才歩川及び支川山田川沿川で床上浸水75戸、床下浸水62戸(非住家を除く)、浸水面積127haの被害をもたらした。地域経済に甚大な被害を与えた。また、地元自治体及び「信濃川・中之口川治水事業促進期成同盟会」からは、浸水対策について強い要望があり、浸水被害に対する早急な対策が望まれていた。</p> <p><達成すべき目標> 平成12年7月15日の浸水被害を契機として、才歩川及び支川山田川沿川において、頻発する床上浸水の解消を目的に河川管理者である新潟県では才歩川の河積の拡大、天井川の解消や山田川の河積の拡大、放水路開削のため「才歩川床上浸水対策特別緊急事業」、併せて国(直轄)では、信濃川合流点における逆流防止水門の改築及び築堤として「信濃川下流床上浸水対策特別緊急事業」(才歩川)を行うものである。</p> <p><政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p>						
便益の主な根拠	<p>・年平均被害軽減浸水戸数:87戸 ・年平均被害軽減浸水面積:72ha</p>						
事業全体の投資効率性		B:総便益 (億円)	C:総費用 (億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益 185	総費用 119	1.6	66	—	平成13年度
	事後	総便益 234	総費用 191	1.2	42	5.3	平成22年度
事業の発現状況	この事業効果を浸水シミュレーションにより検証した結果、甚大な浸水被害をもたらした平成12年7月15日と同程度となる1/30相当の豪雨がかった場合洪水氾濫に対して床上・床下浸水が解消される。						
事業実施による環境の変化	才歩川水門は逆流防止用であり、操作は、信濃川本川の水位が高く、かつ才歩川の水位が低い場合に限られる。よって、自然環境への影響は特になく、騒音・振動面における影響は特になく、また、堤防上に突出しない円弧型ローラゲートを採用しているため、周辺景観を阻害しない。						
社会経済情勢等の変化	才歩川流域では宅地造成の他、国道403号バイパスを整備中である。道路整備により才歩川流域の工業団地等の利便性は高まり、現在「本地上地区工業団地」が分譲中である。当該工業団地は才歩川に隣接しており、才歩川流域の発展のため今後とも事業の意義は大きいものとなっている。						
今後の事後評価の必要性	事業完了以降には水門運用に至る豪雨は発生していない。しかし、浸水シミュレーション結果から浸水被害軽減効果を含む事業の有効性を検証している。ただし、今後も豪雨発生による水門運用時には、土地利用等の変化を加味して事業効果を検証していくこととする。						
改善措置の必要性	今後、水門運用状況を確認し、必要があれば改善処置を図っていく。						
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	現在、事業評価については、事業完了5年で事後評価を実施しているが、今後も水門運用時における事業効果を検証していく。						
対応方針	対応なし						
対応方針理由	事業完了以降には水門運用に至る豪雨は発生していないものの、浸水シミュレーション結果から浸水被害軽減効果を含む事業の有効性を検証していることから、改めて事後評価を実施する必要はない。						
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 意見無し						

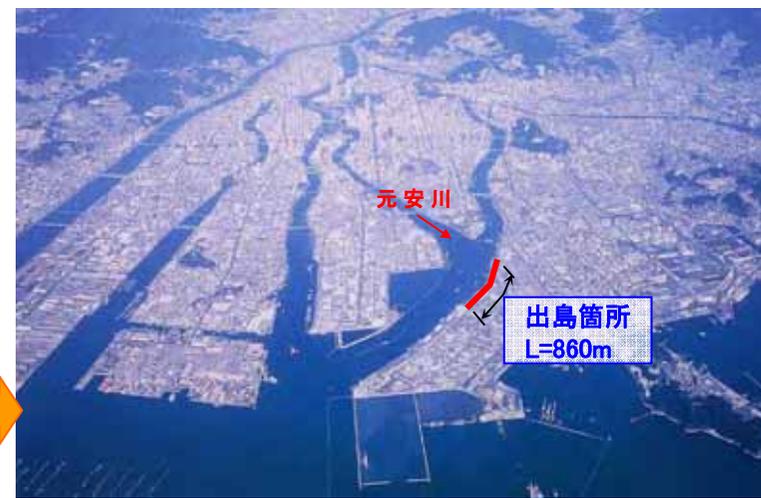
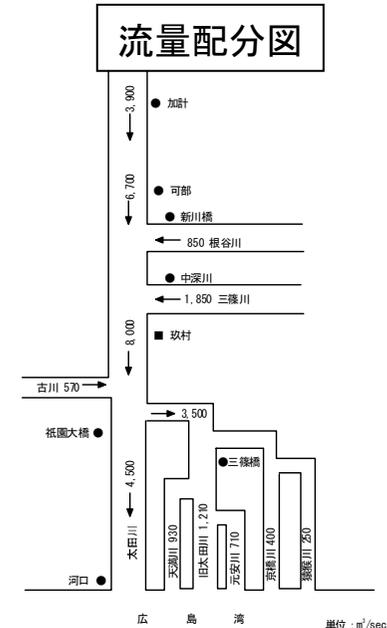
事業名 (箇所名)	太田川床上浸水対策特別緊急事業(出島地区)	担当課	中国地方整備局 河川計画課	事業 主体	中国地方整備局				
実施箇所	広島県広島市南区出島地区								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	高潮対策 L=860m(盛土工 V=69,700m ³ 、護岸工 A=3,900m ²) 耐震対策 L=860m(耐震対策矢板 L=600m、耐震対策鋼管矢板 L=260m)								
事業期間	平成15年度～平成18年度								
総事業費 (億円)	約 32								
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市街地は、地形的な特徴から高潮に対して極めて弱く、過去から何度も高潮被害を被っている。当該箇所は、近年でも、平成3年、平成11年と度重なり甚大な被害を受け、高潮堤防の早期整備が求められている。 ・また、出島地区は、京橋川左岸堤(平成16年度T.P3.4m以上整備完了(県河川))、県営出島埠頭(平成18年度T.P4.4m以上整備完了(県港湾))に挟まれて直轄管理区間があり、各機関が連携して高潮対策整備を進めることが一連の整備効果を発現するために重要である。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施により、平成3年、平成11年と同規模の高潮が発生しても家屋の浸水被害を解消する。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する 								
便益の主 な根拠	年平均被害軽減浸水世帯数:348世帯 年平均被害軽減浸水面積:18.3ha								
事業全体 の投資効 率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	6,455	総費用	39	166.5	6,417	-	平成14年度
	事後	総便益	2,609	総費用	39	66.8	2,570	110	平成18年度
事業の発 現状況	・事業の実施により、平成3年、平成11年と同規模の高潮が発生しても家屋の浸水被害を解消できる。								
事業実施 による環 境の変化	・特になし。(自然環境:埋め立てによる環境への影響は少ない。景観:良好な水辺環境を創出。)								
社会経済 情勢等 の変化	・人口、世帯数等が減少している。広島ホールネッサンス21事業及び宇品地区みなとづくりまちづくり連携事業、広島南道路等の再開発中のため、一時的に減少していると考えられる。※人口・世帯数等のデータはH17.18を使用								
今後の事 後評価の 必要性	・事業の実施により、床上浸水被害を被った平成3年、11年と同規模の高潮が発生しても、家屋の浸水被害を防護できる高さまで高潮堤防を築堤していることから、改めて事後評価を実施する必要はないと考える。								
改善措 置の必 要性	・国管理区間の高潮堤防がT.P3.4mまで完成すると共に、隣接する県管理区間の高潮堤防も一連で整備が完了し、想定した事業効果が発現されていることから、太田川床上浸水対策特別緊急事業について改善措置の必要性はないと考える。								
同種事業 の計画・調 査のあり 方や事業 評価手法 の見直し の必要性	・特になし。								
対応方針	対応なし								
対応方針 理由	・上記の視点から、本事業は十分な事業効果を発揮しており、今後とも想定された規模の高潮に対する安全性は確保されると見込まれることから、改めて事後評価を実施する必要はない。 また、事業目的に見合った事業効果の発現が確認されたことから、今後の改善の必要性はない。								
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 妥当である								

太田川流域の概要

- ・広島県の西部に位置する太田川は、その源を冠山に発し、広島市街を流下し、広島湾に注ぐ一級河川である。
- ・広島市街地は河口域のデルタ地帯に形成されている。



- 諸元**
- ・流域面積: 1,710km²
 - ・幹川流路延長: 103km
 - ・流域内人口: 約101万人
 - ・想定氾濫区域面積: 約90km²
 - ・想定氾濫区域人口: 約55万人
 - ・想定氾濫区域内資産額:
約11兆5,000億円
- 出典「第9回河川現況調査より」



- ・元安川は太田川下流デルタ域で、6本の派川に分かれ流下している河川の一つである。

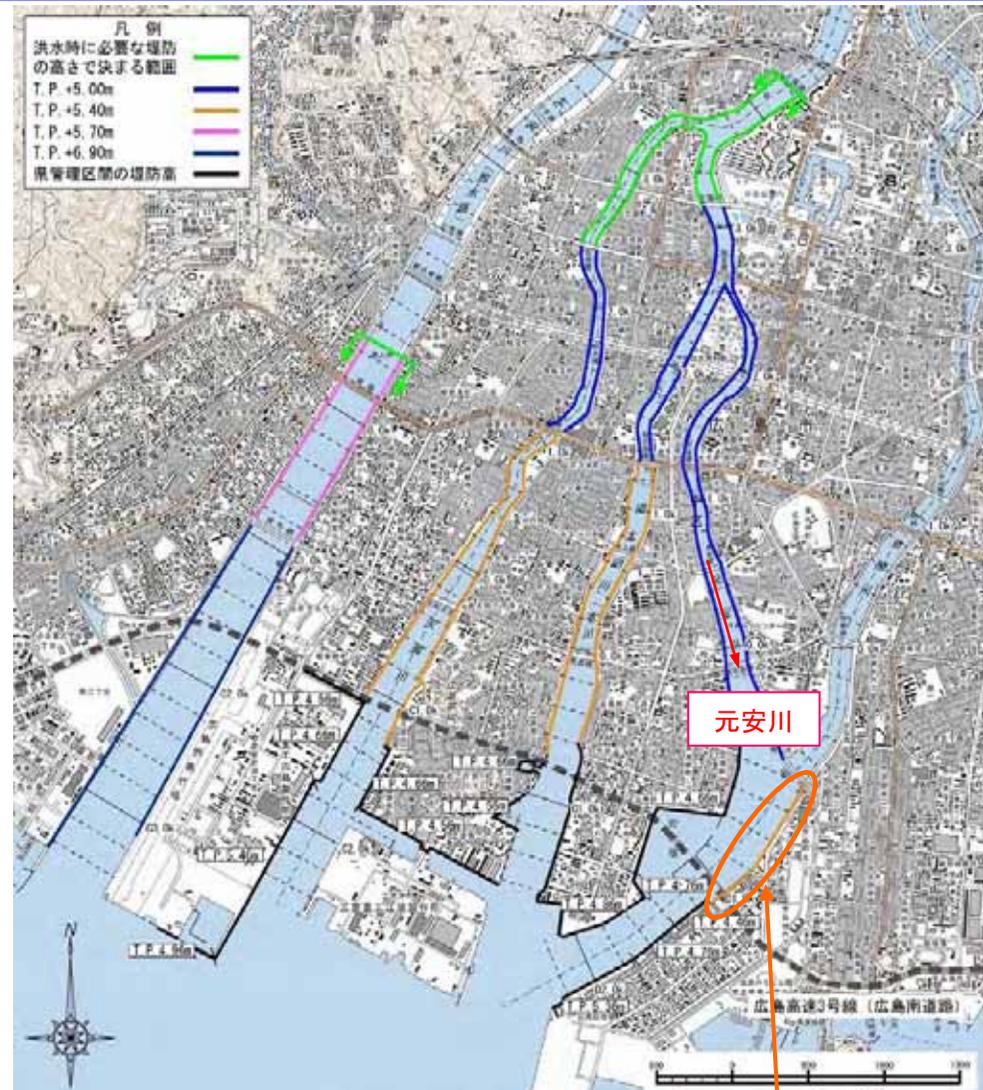
事業の概要(元安川出島地区)

平成15年度～平成18年度

- 元安川出島地区は、平成3年、11年に甚大な被害を受けた。そのため、当該箇所の特.P.+3.4m高潮堤防の早期整備を図った。
- 当該箇所は、各機関が連携して一連区間の整備を進めた。
 【京橋川左岸堤(平成16年度T.P.+3.4m以上整備完了(県河川))】
 【県営出島埠頭(平成18年度T.P.+4.4m以上整備完了(県港湾))】

元安川 出島地区	
事業延長	L=860m
事業費	約32.2億円

元安川出島地区位置図

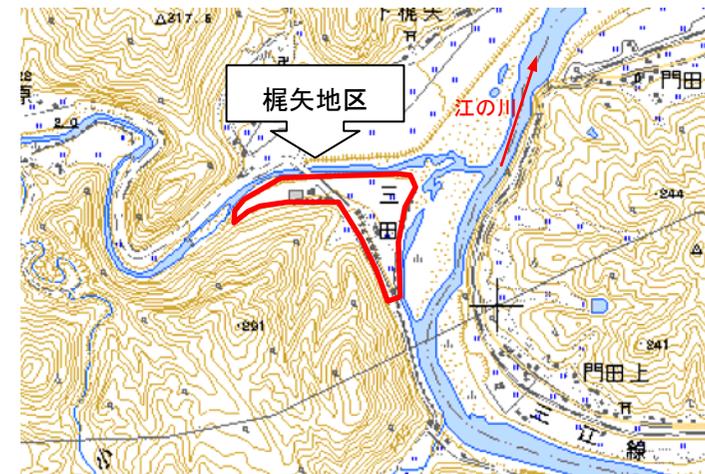
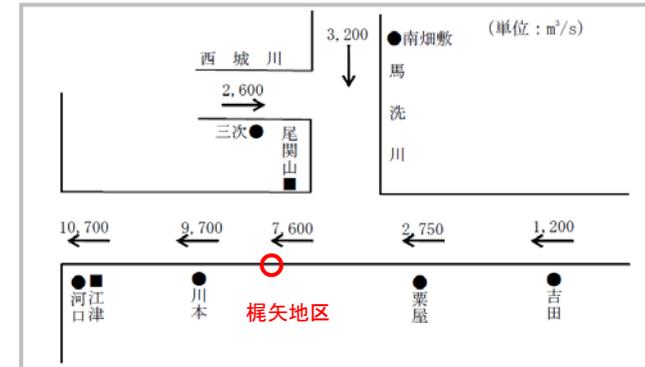


太田川床上浸水対策特別緊急事業

事業名 (箇所名)	江の川上流水防災対策特定河川事業(梶矢地区)	担当課	中国地方整備局河川計画課	事業 主体	中国地方整備局				
実施箇所	広島県安芸高田市梶矢地区								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	事業延長:L=630m 宅地嵩上げ:5戸								
事業期間	平成14年度～平成17年度								
総事業費 (億円)	約 6.1								
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 梶矢地区は、江の川上流部(123K800～124K000 左岸)に位置し、背後を山地に挟まれた山間狭隘部に位置する集落であり、古くから洪水に見舞われ、特に昭和47年7月洪水では家屋が床上浸水し、大被害を被った。 その後も、梅雨・台風時期には度々農地等の浸水被害が発生している。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 通常の築堤方式で施工した場合、農地等、多くの用地買収が必要であり、地域社会への影響が大きい。その為、宅地の盛土、家屋の嵩上げ補償による水防災対策特定河川事業により治水安全度の向上を図る。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目標:水害等災害による被害の軽減 施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する 								
便益の主 な根拠	年平均被害軽減浸水戸数 :0.3戸 年平均被害軽減浸水面積 :0.2ha								
事業全体 の投資効 率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	10.4	総費用	7.2	1.5	3.2	—	平成13年度
	事後	総便益	7.4	総費用	6.2	1.2	1.2	5.3	平成17年度
事業の発 現状況	・事業の実施により、戦後最大洪水である昭和47年7月洪水と同規模の洪水が発生した場合においても、家屋の浸水被害を解消できる。								
事業実施 による環 境の変化	・特になし(平水位より上での事業実施であり、水面下の作業を伴わないため、河川環境には影響がない)								
社会経済 情勢等 の変化	<ul style="list-style-type: none"> 自治体は人口・世帯数は減少しているが、宅地嵩上げによる手法を用いることで、これまでと同等以上の生活基盤が維持されている。 事業の実施により、洪水に対する不安感が解消できているとともに、居住環境の改善が見られ、精神面・環境面の向上がみられる。 防災業務・防災活動を軽減しており、河川改修事業は防災活動に対して有効と感ぜられている。 								
今後の事 後評価の 必要性	・既往最大洪水である昭和47年7月洪水が発生しても家屋の浸水被害を防ぐことができる高さまで住家を嵩上げしていることから、改めて事後評価を実施する必要は無いと考える。								
改善措 置の必 要性	・宅地嵩上げすることによって、想定した事業の効果が発現されていることから、水防災対策特定河川事業について改善措置の必要性はないと考える。								
同種事業 の計画・調 査のあり 方や事業 評価手法 の見直し の必要性	・中山間地域の治水事業等を今後どのようにすべきか検討が必要である。								
対応方針	対応なし								
対応方針 理由	・上記の観点から、本事業は十分な事業効果を発現しており、今後とも想定された規模の洪水に対する安全性は確保されると見込まれることから、改めて事業評価を実施する必要はない。また、事業目的に見合った事業効果の発現が確認されたことから、今後の改善の必要性はない。								
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 妥当である								

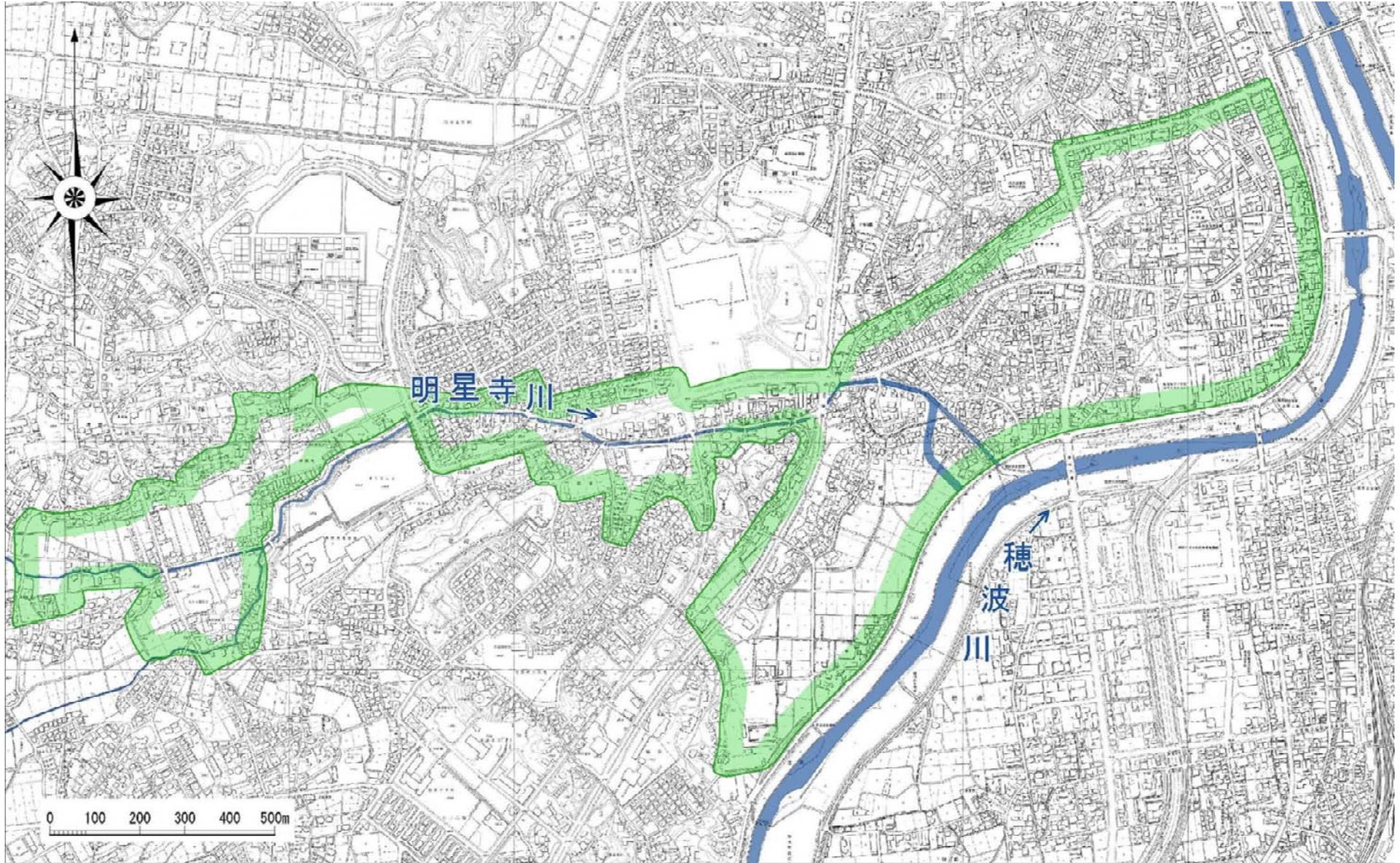
事業の概要・位置図

- ・当地区は、江の川中流部(123K800~124K000左岸)に位置し、背後山地に挟まれた山間狭隘部に位置する集落であり、古くから洪水に見舞われ、昭和47年7月洪水では床上浸水が発生し、近年でも平成10年10月洪水で農地浸水、平成11年6月洪水で床下浸水が発生するなど、大きな被害を被っている。
- ・その後も、梅雨・台風時期には度々農地等の浸水被害が発生している。
- ・通常の築堤方式で施工した場合、農地等、多くの用地買収が必要であり、地域社会への影響が大きい。その為、宅地の盛土、家屋の嵩上げによる水防災対策特定河川事業により治水安全度の向上を図る。

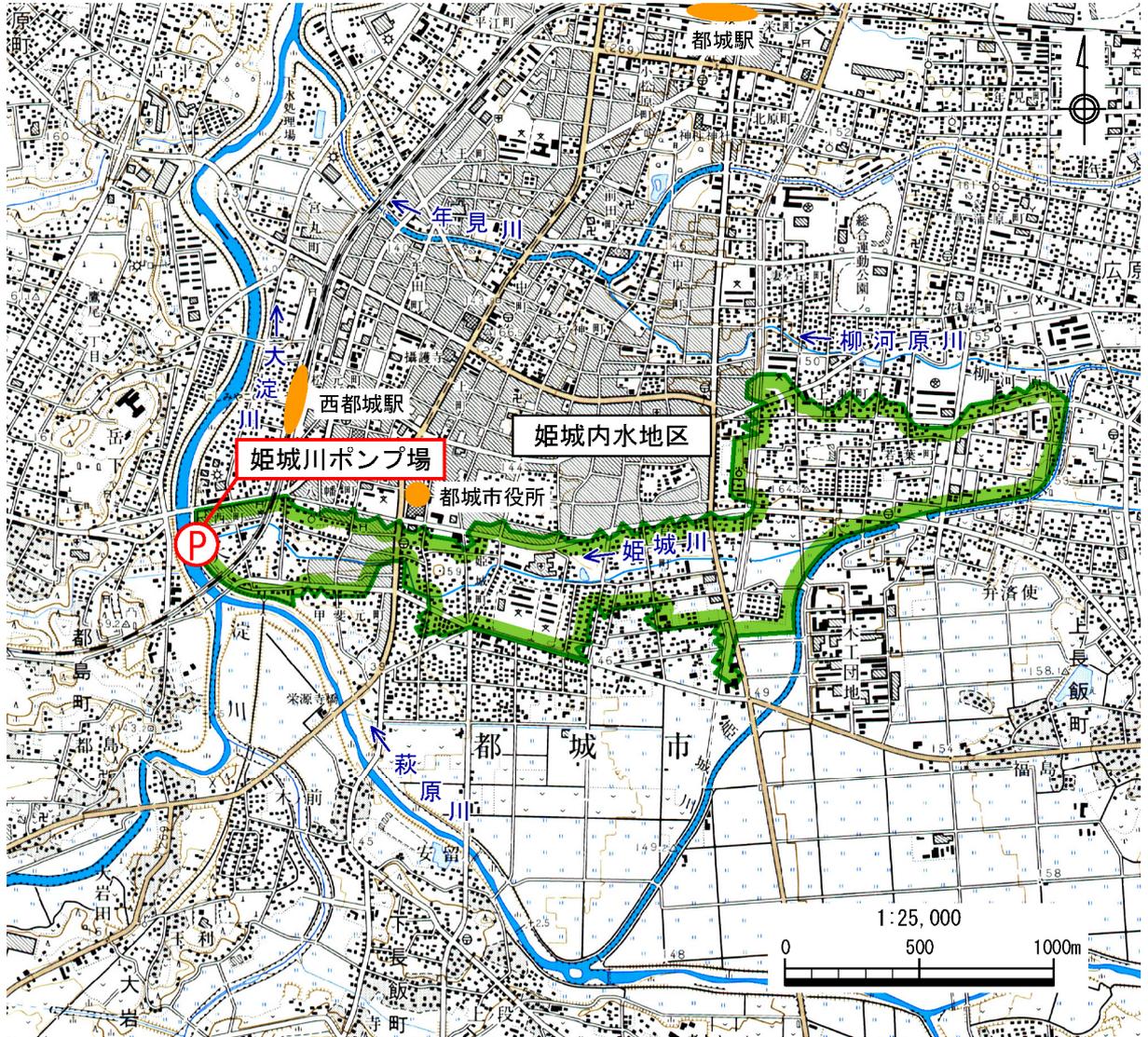


江の川 左岸123K800~124K000(梶矢地区)	
直轄河川改修事業	L = 630m
事業費	6.1億円

事業名 (箇所名)	遠賀川床上浸水対策特別緊急事業(明星寺排水ポンプ場)	担当課	九州地方整備局河川計画課	事業 主体	九州地方整備局				
実施箇所	福岡県飯塚市								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	ポンプ場新設、既設ポンプ場撤去								
事業期間	平成14年度～平成17年度								
総事業費 (億円)	約 56 (うち本事業分 約 43億円)								
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・明星寺地区は、近年の飯塚市の発展に伴い、流域開発が進展している ・河道の流下能力が低く、ポンプ場の排水能力不足 <p>洪水実績:</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成11年6月洪水(床上浸水32戸、床下浸水108戸) 平成13年6月洪水(床上浸水28戸、床下浸水84戸) 平成15年7月洪水(床上浸水350戸、床下浸水94戸) <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年6月洪水に対して、床上浸水被害を解消する。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する 								
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数:176戸 年平均浸水軽減面積:11.9ha								
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	523	総費用	56	9.3	467	-	平成13年度
	事後	総便益	790	総費用	86	9.1	703	36	平成22年度
事業の発現状況	平成21年7月洪水では、同規模の平成15年7月洪水と比較し、合計347戸の浸水被害を解消。 平成22年7月洪水では、同規模の平成13年6月洪水と比較し、合計111戸の浸水被害を解消。								
事業実施による環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・平時においては、穂波川と明星寺川の縦断的連続性が確保されていること、ポンプ場の運転操作は、主に穂波川の水位が高くなる洪水時のポンプ排水であること等から、自然環境への影響は特になく考えられる。 ・ポンプ場の建設に際しては、消音器を設置する等、周辺住民への配慮を行っており、ポンプ場操作時の騒音に対する周辺住民からの苦情は出ていない。 ・明星寺川ポンプ場の建設に当たっては、近接する住宅地との調和を考慮した景観への配慮を行っており、ポンプ場の景観について違和感がある等の苦情は出ていない。 								
社会経済情勢等の変化	・飯塚市全体の人口もほぼ横ばいであり、明星寺地区の宅地等には大きな変化は見られず、治水事業の必要性は変わっていない。								
今後の事後評価の必要性	事業完了後の平成21年及び平成22年出水において、効果の発現が確認されている。地域の社会情勢としては、関係地区の人口に関する大きな変化は見受けられず、当事業の重要性は依然として高いものと考えられる。また、当事業による環境等の変化や影響については、騒音振動等が想定されたが、その影響については見受けられない。よって、今後の事後評価については必要無いものと考えられるが、PDCAサイクルを確立するため、今後の効果の発現状況や社会情勢等の変化・環境の変化については、下記の観点等により、適宜モニタリングを実施していく。 【モニタリングの観点】出水時における雨量・河川水位等の状況、施設の稼働状況、関係地域の被災状況								
改善措置の必要性	今後も当初想定された効果の発現が期待され、環境への重大な影響も見受けられないことから、現時点において改善措置の必要性は無いものと考えられる。なお、事業効果をより高める方策として、インターネットや携帯電話による「川の防災情報」等の河川情報サービス提供による迅速で適切な防災情報の伝達や発信を今後も継続するとともに、「遠賀川流域交流会」等により流域自治体との連携を深め防災意識の啓発や知識の普及を図ってきたい。 今後、既設ポンプ場及び旧樋管撤去が平成24年度に計画されており、県との連携を図り適切に実施していきたい。								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	平成21年及び22年洪水では、穂波川の河道掘削による水位低減効果とあいまって、浸水被害が大幅に軽減されているため、当事業のモニタリングを継続実施しデータの蓄積を図るとともに、穂波川の河道の変化についてもモニタリングにより把握し、出水時における効果発現状況を確認していきたい。 なお、排水機場の整備による背後地の宅地等開発については、排水機場の重要性を意味するものであるが、一方では被害の助長を招く一因ともなり得る。今後の同種事業の計画立案にあたっては、土地利用規制や流出抑制等の流域対策を、地域とともに並行して進めていくことが望ましい。								
対応方針	対応なし								
対応方針理由	事業完了後の平成21年及び平成22年出水において、効果の発現が確認されていることから、改めて事後評価を実施する必要はない。								
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 特になし								

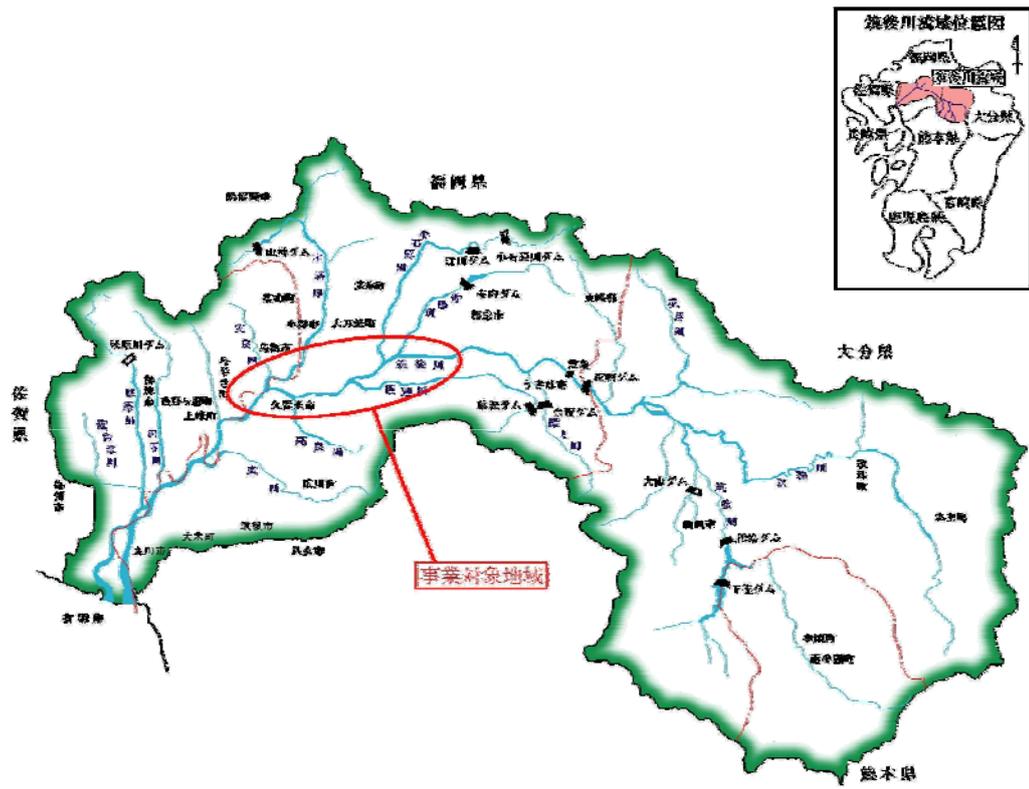


事業名 (箇所名)	大淀川床上浸水対策特別緊急事業(姫城排水ポンプ場)		担当課 担当課長名	九州地方整備局河川計画課 鈴木宏一郎	事業 主体	九州地方整備局				
実施箇所	宮崎県都市									
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業									
事業諸元	ポンプ場新設、樋管補修									
事業期間	平成14年度～平成17年度									
総事業費 (億円)	約 20									
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・姫城地区は、都市部街部に位置し、宅地化が進んでいる ・姫城地区は、平成2年9月及び平成9年9月洪水等で浸水被害を被っている。 <p>洪水実績:</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成2年9月洪水(床上浸水12戸、床下浸水59戸) 平成5年8月洪水(床上浸水14戸、床下浸水36戸) 平成9年9月洪水(床上浸水14戸、床下浸水40戸) <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成9年9月洪水に対して、床上浸水被害を解消する。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する 									
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数:50戸 年平均浸水軽減面積:6.2ha									
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年	
	当初	総便益	118	総費用	19	6.3	99	-	平成13年度	
	事後	総便益	188	総費用	26	7.2	162	28	平成22年度	
事業の発現状況	・平成9年9月洪水(確率1/10規模)に対して、床上浸水被害を解消する。(浸水家屋数103戸を45戸に解消。)									
事業実施による環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・水路の変更は無く、また運転操作は、主に洪水時のポンプ排水に限られることから、周辺の自然環境への影響は特になくとも考えられる。 ・姫城ポンプ場の管理運転時における騒音・振動は気にならないと調査結果が得られた。 ・姫城川ポンプ場の景観について違和感は全くないとの結果が得られた。 									
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・姫城川地区は、JR西都城駅や都市役所が隣接する他、地区内には国道(10号、222号)が整備される等、当該地区をはじめ、周辺地域における社会経済の基盤としても重要な地域となっている。 ・姫城川の上流域や隣接する地区においては、近年、開発も行われている。 ・大きな社会情勢の変化等は確認されていない。 									
今後の事後評価の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後、効果の発現について明確に確認出来るような出水は発生していないものの、事業は当初予定どおり完了し、以後適切に維持管理もなされていること、及び、シミュレーション結果から、今後の効果発現が期待されることである。地域の社会情勢としては、関係地区の人口に関する大きな変化は見受けられず、当事業の重要性は依然として高いものと考えられる。また、当事業による環境の変化については、振動騒音や景観等が想定されたが、その影響については見受けられない。 よって、今後の事後評価については必要無いものと考えられるが、PDCAサイクルを確立するため、今後の効果の発現状況や社会情勢等の変化・環境の変化については、下記の観点等により、適宜モニタリングを実施していく。 〔モニタリングの観点〕 ・出水時における雨量・河川水位等の状況、施設の稼働状況、関係地域の被災状況 等 									
改善措置の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も当初想定された効果の発現が期待され、環境への重大な影響も見受けられないことから、現時点において改善措置の必要性は無いものと考えられる。なお、事業効果をより高める方策として、現在、都市部において実施されている自主防災組織「都鷹自主防災隊」の活動(日ごろから防災意識の啓発や知識の普及)等のソフト対策との連携・支援を図る。 									
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地区に見受けられるような、排水機場の整備による背後地の宅地等開発については、排水機場の重要性を意味するものであるが、一方では被害の助長を招く一因ともなり得る。今後の同種事業の計画立案にあたっては、土地利用規制や流出抑制等の流域対策を、地域とともに並行して進めていくことが望ましい。 									
対応方針	対応なし									
対応方針理由	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後、効果の発現について明確に確認出来るような出水は発生していないものの、事業は当初予定どおり完了し、以後適切に維持管理もなされていること、及び、シミュレーション結果から、今後の効果発現が期待されることであることから、改めて事後評価を実施する必要はない。 									
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者委員会の意見・反映内容 ・附帯意見:今後のモニタリングにより明確な効果発現が確認された場合は、当委員会へ報告すること。 									



姫城地区ポンプ場位置図

事業名 (箇所名)	筑後川特定構造物改築事業(中流排水機場群高度化事業)	担当課	九州地方整備局河川計画課	事業 主体	九州地方整備局				
実施箇所	福岡県久留米市								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	排水機場(5機場)の老朽化に伴う更新(機能高度化)								
事業期間	平成13年度～平成17年度								
総事業費 (億円)	約 45								
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和20年代以降に設置された多くの排水機場は、老朽化が進行し、耐用年数が超過している。 ・当時設置した設備は、操作性が悪く、故障時の復旧に時間を要することなどから、信頼性に課題がある。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器の故障による排水機場の運転障害や操作遅れなどによる内水被害の拡大は、産業基盤や生活に大きなダメージを与えるため、排水機場の機能高度化を実施。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する 								
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数:88戸 年平均浸水軽減面積:314.8ha								
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	398	総費用	46	8.6	352	-	平成12年度
	事後	総便益	591	総費用	82	7.2	509	-	平成22年度
事業の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後の平成21年7月洪水等において排水機場は確実に稼働し、当事業によって大幅な被害軽減が図られており、顕著な効果の発現が確認できた。 ・平成21年7月洪水では、大刀洗排水機場において、浸水家屋数53戸を解消した。 								
事業実施による環境の変化	事業は現上屋内で実施しており、周辺環境及び河川環境への影響はほとんどみられない。								
社会経済情勢等の変化	近年大雨の発生回数は増加しており、内水対策の必要性は増加している。流域内人口は大きく変わっておらず、治水事業の必要性は変わっていない。								
今後の事後評価の必要性	<p>事業完了後の平成21年出水等において、効果の発現が確認されている。地域の社会情勢としては、関係地区の人口に関する大きな変化は見受けられず、また近年の大雨の発生頻度を考えると当事業の重要性は以前として高いものと考えられる。また、当事業による環境の変化については、特に見受けられない。</p> <p>よって、今後の事後評価については必要無いものと考えが、今後とも下記の観点等により、適宜モニタリングを実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施後の確実な施設の稼働状況 ・光ファイバーネットワークを活用した不測の事態におけるバックアップ体制 ・今後の修繕等に伴うライフサイクルコストへの影響 等 								
改善措置の必要性	当初想定された効果の発現が期待され、環境への重大な影響も見受けられないことから、現時点において改善措置の必要性は無いものと考えられる。なお、今後も継続して事業効果を発現できるよう、引き続き適切な維持管理に努めていきたい。								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	老朽化した河川管理施設の対策については、今後益々重要な課題であると考えられる。本事業は確実かつ高度な運用操作と維持管理費の削減を目的とした先駆的取り組みであったが、維持管理面では今後のデータ等の蓄積が重要であり、それらを踏まえて将来の同種事業へ活かしていきたい。 <p>なお、排水機場の整備による背後地の宅地等開発については、排水機場の重要性を意味するものであるが、一方では被害の助長を招く一因ともなり得る。今後の同種事業の計画立案にあたっては、土地利用規制や流出抑制等の流域対策を、地域とともに並行して進めていくことが望ましい。</p>								
対応方針	対応なし								
対応方針理由	事業完了後の平成21年出水等において、効果の発現が確認されていることから、改めて事後評価を実施する必要はない。								
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 								

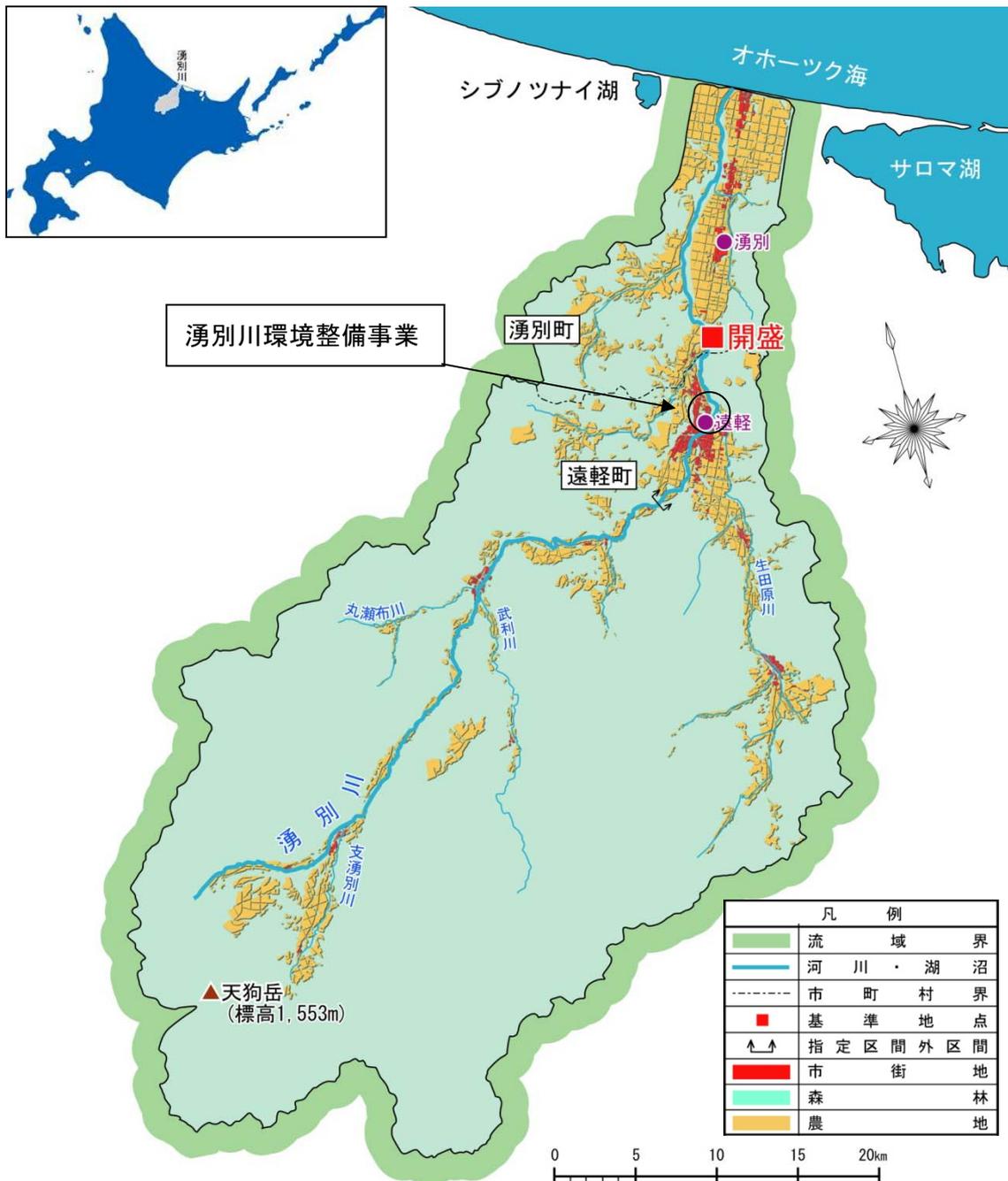


筑後川中流排水機場群 位置図

事業名 (箇所名)	鶴川総合水系環境整備事業	担当課	建設部河川計画課	事業 主体	北海道開発局		
実施箇所	北海道むかわ町						
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業						
事業諸元	【鶴川河口自然再生事業】 管理用道路、水制工、人工干潟造成工、モニタリング調査等						
事業期間	平成12年～平成21年						
総事業費 (億円)	約12						
目的・必要性	<p>〈解決すべき課題・背景〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴川の河口部にはかつて30haを超える干潟が存在していたが、昭和53年度から平成11年度までの約20年間に、最大で約400mもの海岸が侵食され、干潟が大きく減少した。この海岸侵食は、鶴川河道内でこれまで実施されてきた砂利採取や鶴川河口から南東に位置する鶴川漁港の整備により、鶴川河口域における土砂収支バランスが変化したことが原因と考えられる。河口干潟の減少は、シギ・チドリ類の飛来数と密接に関係することから、干潟と渡り鳥の生息環境保全の観点から見逃すことの出来ない課題となっている。 <p>〈達成すべき目標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の実施により、河口干潟は徐々に回復の傾向にある。平成21年現在(目標年は平成35年)で、目標である20haに対し15haとなっており、順調な回復効果が見られる。また、干潟の回復にともない、シギ・チドリ類(渡り鳥)の観察種類数も増加傾向にある。今後も干潟面積、河道状況の把握を行う。 <p>〈政策体系上の位置付け〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 ・施策目標:良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環の確保 						
便益の主な根拠	<p>〈内訳〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全・再生・創出の効果による便益:161億円 <p>〈主要な根拠〉</p> <p>(自然再生)</p> <p>【鶴川河口自然再生事業】 支払い意思額:425円/世帯/月 受益世帯数:150,833世帯</p>						
事業全体の投資効率性		B:総便益 (億円)	C:総費用 (億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	総費用	-	-	-	-
	事後	総便益	総費用	161	23	7.1	138
						17.3	平成22年度
事業の発現状況	・事業区域では、水制工の設置、人工干潟の造成、サンドバイパス(北海道が実施)が実施され、河口干潟は徐々に回復の傾向にある。平成21年現在(目標年は平成35年)で、目標である20haに対し15haとなっており、順調な回復効果が見られる。また、干潟の回復にともない、シギ・チドリ類(渡り鳥)の観察種類数も増加している。						
事業実施による環境の変化	・自然再生事業による河口干潟の拡大に伴い渡り鳥の観測種数が増加しており、河川環境が回復されている。そのため、事業実施中および事業完了後において、自然環境の変化に関する問題および指摘等はない。						
社会経済情勢等の変化	<p>①関連事業との整合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・むかわ町かわまちづくり計画 「第3次鶴川町総合計画」と「第4次穂別町総合計画」を継承した『むかわ町まちづくり計画(平成18年度～平成27年度)』において、当該事業区域及び周辺地域は、海岸域や鶴川河口干潟の保全に努めながら、海浜機能を活かした交流の機会を創出する「海浜ゾーン」として位置づけられている。 ・関連事業 持続可能な沿岸漂砂を確保するため、北海道との連携により、鶴川漁港から発生する航路浚渫土を活用したサンドバイパスを継続的に実施し、海岸侵食の防止に努めている。 <p>②地域開発の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・むかわ町の産業の変化 鶴川河口が位置するむかわ町は自然豊かな町であり、鶴川中下流部は農耕地として明治初期からひらけ、水田、肉用牛の牧畜等が営まれるとともに、近年は「鶴川牛」、「穂別メロン」や商標登録が認められた「鶴川シヤモ」等地域ブランド化への取り組みが活発に行われている。 ・むかわ町の人口の変化 一方、むかわ町の人口は、若年層の流出や出生数より死亡数が多い自然減により、減少傾向で推移している。年齢構成別では、少子高齢化に拍車がかかっている。また、一世帯当たりの人員数も減少し続けており、核家族化が進んでいる。 <p>③地域の協力体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の完了後も、鶴川を活動拠点としている「わくわくワーク・むかわ(平成12年8月29日発足)」が、「自然環境学習」「植樹会」「野鳥・底生生物のモニタリング」など様々な活動を展開している。鶴川においては、河口干潟の再生だけでなく、地域連携、啓発効果、エコツアー等の新たな利用形態等、多様な効果がみられており、今後も地域の活動団体等の協力を得ながらモニタリングを継続する。 						
今後の事後評価の必要性	・事業の効果が発現しており、投資効果も確保されていることから、今後の事後評価の必要性はない。						
改善措置の必要性	・改善措置の必要性はない。						
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	・見直しの必要性はない。						
対応方針	対応なし						
対応方針理由	・事業効果の発現状況等を総合的に判断し、今後の事後評価の必要性はない。						
その他	<p>〈第三者委員会の意見・反映内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当委員会に提出された事後評価結果準備書における対応方針については、北海道開発局案を妥当と判断する。 						

事業名 (箇所名)	湧別川総合水系環境整備事業	担当課	建設部河川計画課	事業 主体	北海道開発局				
実施箇所	北海道遠軽町								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	【湧別川環境整備事業】 高水敷整正、護岸工、階段工、管理用道路等								
事業期間	平成14年～平成17年								
総事業費 (億円)	約1.7								
目的・必要性	<p>〈解決すべき課題・背景〉</p> <p>・湧別川では、うるおいとやすらぎを得られるオープンスペースとして、遠軽町で緑地公園や桜づつみ、また、運動公園やパークゴルフ場等が整備され、四季を通じて多くの住民に広く利用されている。一方で、整備区間外の一部河川区域内においてゴミが不法投棄されている実態を踏まえ、河川空間の適正な利用を図るため、河川愛護活動などを含め関係機関と連携し、河川美化に向けた取り組みの強化が必要である。</p> <p>〈達成すべき目標〉</p> <p>・当該事業箇所では、湧別川球技場(サッカーコート)や遊歩道等が整備され、スポーツや散策等のレクリエーションの場として年間約3万人に利用されている。また、イベント時等には、近隣市町のみならず網走管内からの広域的な施設利用が見られる。</p> <p>〈政策体系上の位置付け〉</p> <p>・政策目標: 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 ・施策目標: 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環の確保</p>								
便益の主な根拠	<p>〈内訳〉</p> <p>・河川利用推進の効果による便益: 41億円</p> <p>〈主要な根拠〉 (水辺整備) 【湧別川】 旅行費用: 4,595円/人 利用者数: 34,626人回/年</p>								
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	-	総費用	-	-	-	-	-
	事後	総便益	41	総費用	2.7	15.0	38	44.3	平成22年度
事業の発現状況	<p>・事業区域では、湧別川球技場(サッカーコート)や遊歩道等が整備され、スポーツや散策等のレクリエーションの場として年間約3万人に利用されている。</p> <p>・また、地域住民のみならず、イベント時等には、近隣市町及び網走管内からの広域的な施設利用がみられる。</p> <p>・サッカー、ラグビー、散策等、地域住民のみならず近隣市町及び網走管内からの広域的な利用者があり、多様なスポーツ・レクリエーション等の活動・交流の場として利用されている。</p> <p>・湧別川球技場では、サッカー大会、ラグビーフェスティバル等の様々なイベントが開催されている他、網走管内のサッカーリーグ戦(一般、高校生)が行われ、近隣市町及び網走管内から多数の人が訪れている。さらに、合宿等では網走管内を始めとして広域的な市町村の高校が訪れている。</p>								
事業実施による環境の変化	<p>・本事業では、事業実施中および事業完了後において、自然環境の変化に関する問題および指摘等はない。</p>								
社会経済情勢等の変化	<p>①関連事業との整合</p> <p>・「遠軽町都市計画マスタープラン」において整備箇所は、スポーツゾーンとして、遠軽スポーツ公園及び湧別川河川緑地におけるサッカーコートなどの整備に加え、親水施設の整備を進め、地域のスポーツ愛好家の交流の場として機能充実を進めていくものとして位置づけられている。</p> <p>②河川等の利用状況</p> <p>・湧別川球技場では、サッカー大会、ラグビーフェスティバル等の様々なイベントが行われている他、網走管内のサッカーリーグ戦(一般、高校生)が開催され、近隣市町のみならず網走管内から多数の人が訪れている。</p> <p>③地域開発の状況</p> <p>・遠軽町の人口は、減少傾向にあるが、高齢化率は徐々に高くなっている。</p> <p>・当該事業の推進に伴い都市公園面積が増加している。</p> <p>④地域の協力体制</p> <p>・当該事業の整備とともに、河川清掃など様々な市民活動が行われており、今後も継続するよう、地域住民と河川管理者を繋ぎ多様な主体の自主的運営をリードする人材育成の支援を図り、市民等の川での社会貢献活動を支援している。また、上下流の住民及び自治体間の交流活動や森林保全活動等に対する支援を行う。</p>								
今後の事後評価の必要性	<p>・事業の効果が発現しており、投資効果も確保されていることから、今後の事後評価の必要性はない。</p>								
改善措置の必要性	<p>・改善措置の必要性はない。</p>								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	<p>・見直しの必要性はない。</p>								
対応方針	<p>対応なし</p>								
対応方針理由	<p>・事業効果の発現状況等を総合的に判断し、今後の事後評価の必要性はない。</p>								
その他	<p>〈第三者委員会の意見・反映内容〉</p> <p>・当委員会に提出された事後評価結果準備書における対応方針については、北海道開発局案を妥当と判断する。</p>								

湧別川総合水系環境整備事業 事業箇所図



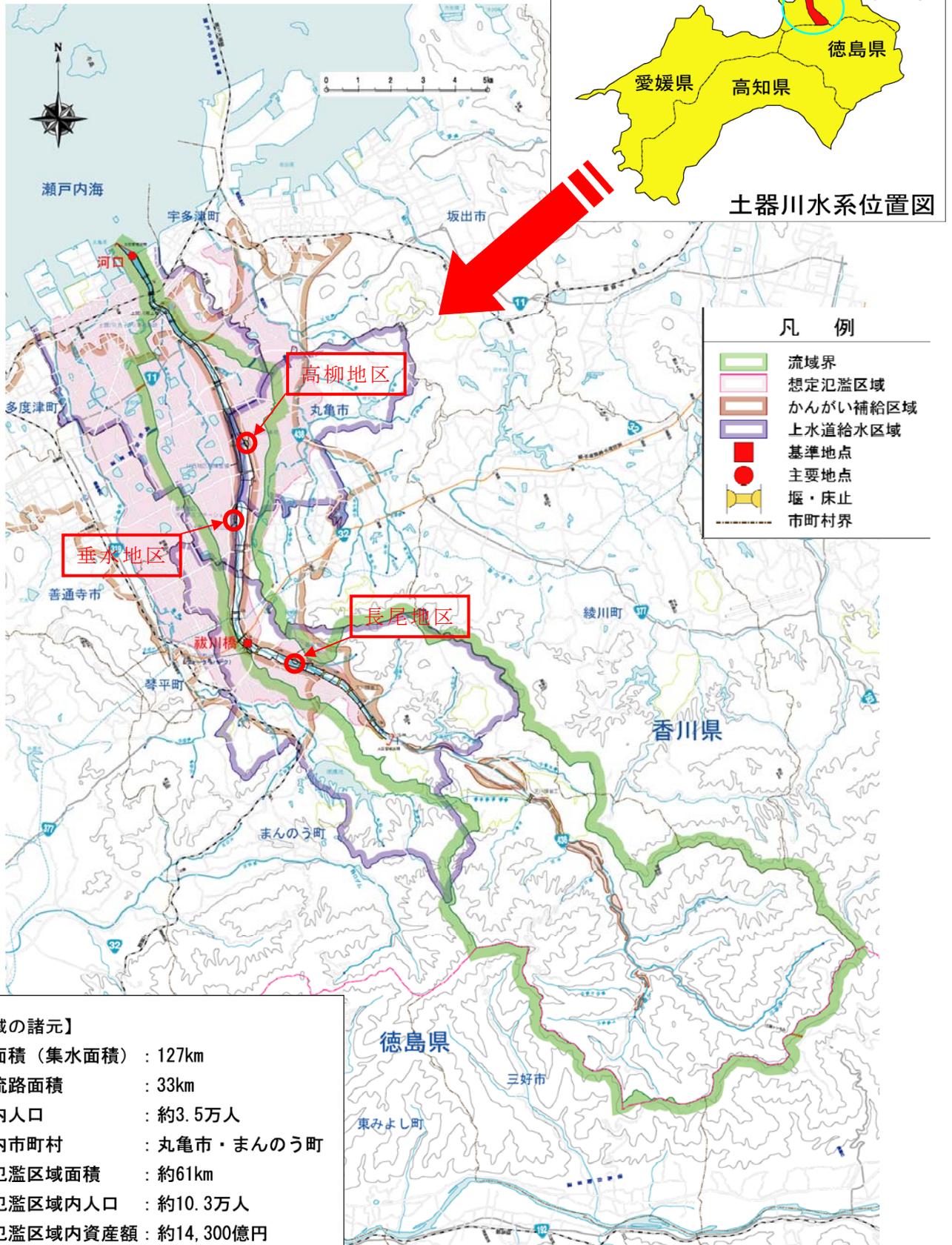
事業名 (箇所名)	九頭竜川河川利用推進事業	担当課	近畿地方整備局	事業 主体	近畿地方整備局		
実施箇所	福井県坂本市						
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業						
事業諸元	(全体)係留艇保管整備面積:76,000㎡ 水域保管施設:97隻 陸域保管施設:280隻						
事業期間	平成12年度～平成17年度						
総事業費 (億円)	約16						
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜川の河口部には300隻を越える不法係留船があり、河川管理上の支障となるとともに、景観の悪化、不法係留船による騒音、利用者の沿川地区内での迷惑駐車など、沿川住民の生活環境が悪化していた。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業はそれらの不法係留船を一掃するため保管場所を整備することにより、円滑な河川管理や生活環境の改善など豊かで秩序ある水辺環境の実現を目的として実施した。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 ・施策目標:良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環の確保 						
便益の主な根拠	<p>水辺の整備の効果による便益:23億円</p> <p>【主な根拠】 (水辺の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体事業 支払い意志額:863円/世帯/月 受益世帯数:4,648世帯 						
事業全体の投資効率性		B:総便益 (億円)	C:総費用 (億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益 24	総費用 14	1.7	10	-	平成11年度
	事後	総便益 23	総費用 22	1.0	0.67	4.2	平成22年度
事業の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施により、不法係留船の係留先が確保されたことで移管が進み又、行政代執行等の撤去指導の取り組みなどにより、不法係留船は平成20年6月には一掃され、豊かで秩序ある水辺環境の実現が図られている。 						
事業実施による環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・河川事業では、直接河川環境を改変する事業はない。 ・不法係留船の一掃による、景観の変化(河口域の景観向上、河川ゴミの減少)、生活環境の変化(不法係留船所有者による迷惑駐車、騒音、ゴミ等の減少)は、不法係留船に悩まされていた沿川住民に、大きく評価されている。 						
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施箇所のある九頭竜川河口域の三国湊には、年間で旧三国町域人口の約4倍の観光客が訪れており、平成18年4月のポートパーク全面供用後増えており、特に県外客の伸びが大きい。 						
今後の事後評価の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果が発現し、大きな社会情勢の変化等もなく、環境への重大な影響も見られていないことから、今後の事後評価の必要性はないものと思われる。 						
改善措置の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点において、施設の利用状況が高く、関係自治体において維持管理が適正に行われており、今後も事業実施による効果は十分に持続していくことと考えられるため、改善措置は必要ないものと思われる。 						
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の事業評価手法は妥当と考えており、現時点での見直しの必要性はないものと思われる。なお、費用便益比(B/C)を算出する手法については、CVM(仮想評価法)を採用しているが、今後も同手法による評価の実績を蓄積していくとともに、評価技術の向上等を踏まえつつ必要に応じ改善を図っていく。 						
対応方針	対応なし						
対応方針理由	事業効果の発現状況など総合的に判断して、今後の事後評価の必要性はない。						
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <p>審議の結果、「九頭竜川河川利用推進事業」の完了後の事後評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に行われており、対応方針(案)のとおりでよいと判断される</p>						

位置図



事業名 (箇所名)	土器川総合水系環境整備事業 (土器川河川利用推進事業)	担当課	四国地方整備局河川計画課	事業 主体	四国地方整備局				
実施箇所	香川県丸亀市、まんのう町								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	高柳地区:せせらぎ水路、おじよもの池、護岸緑化、緩傾斜堤防、散策路、自然の水辺、桃の砂場、四阿、トイレ等 垂水地区:せせらぎ水路、じゃぶじゃぶ池、かわら広場、公園連絡路、ホテル水路、環境水制工、案内看板、パーゴラ、トイレ、遊具等アメニティ施								
事業期間	平成5年度～平成21年度								
総事業費 (億円)	約27								
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 高柳地区:子供たちの水辺の遊びを支える地域連携体制の構築、および自然環境あるれる安全な水辺の創出が求められた。 垂水地区:「自然の中でのやすらぎとふれあい」をテーマに霞堤や伏流水を活かし方多様な生物の生息・生育空間の形成、および自然学習の場の創出が求められた。 長尾地区:水辺の魅力を最大限に引き出し、地域交流の拠点となる「にぎわいのある水辺」(水辺プラザ)を創出し、自然豊かなゆとりあるまちづくりが求められた。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 高柳地区:「まちの水辺、自然とのふれあい、出水メモリアルパーク」をテーマとし、霞堤や出水を活用してビオトープ等を整備し、土器川の歴史・文化を学べる水辺の創出を目指した。 垂水地区:霞堤内の広い空間や出水からの遊水を利用したせせらぎ水路等の整備による生物の生息・生育空間の形成。 長尾地区:三世代交流をテーマに沿川の高齢者福祉施設等と一体となり、健康増進の場や憩いの場として日常利用可能な良好な水辺空間の形成を目指した。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目標:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標:良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環の確保 								
便益の主な根拠	CVMIによる住民アンケートを実施して支払意思額を把握し、年便益を算定。 支払意思額:460円/月/世帯 年便益:256百万円								
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	-	総費用	-	-	-	-	-
	事後	総便益	80	総費用	41	2.0	39	9.2	平成22年度
事業の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> 高柳地区:子どもたちの自然観察や土器川の歴史・文化等の体験学習の場として活用されている。 垂水地区:多様な生物の生息・生育空間が形成されるとともに、夕涼みコンサート等のイベント開催やホテルの幼虫放流などの環境学習等に積極的に活用されている。 長尾地区:散策やウォーキング等の日常的な利用だけでなく、広場はグランドゴルフ大会の県内大会に利用されるなど、健康づくりや憩いの場として活用されている。 								
事業実施による環境の変化	・整備前に重要種はあまり確認されておらず、また水辺の国勢調査等の結果でも整備前に確認された種が、今も確認されているため、影響は軽微であったと評価できる。								
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> 沿川の丸亀市・まんのう町における至近20年の人口は、増加傾向で推移しており、整備効果は減退している状況にはない。 まんのう町の高齢化率は年々高まっており、長尾地区の高齢者福祉施設等と連携した健康増進の場や憩いの場としての機能は、社会動向に対応した整備内容となっている。 沿川自治体では、自然とのふれあいやレクリエーション空間の確保に力が入られている。 								
今後の事後評価の必要性	・事業目的に見合った効果の発現が確認できており、今後の事後評価の必要性はない。								
改善措置の必要性	・事業目的に見合った効果の発現が確認できており、大規模な改修を伴う改善措置の必要性はない。								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	・現時点では、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性ないと考える。								
対応方針	対応なし								
対応方針理由	事業効果の発現状況など総合的に判断して、今後の事後評価の必要性はない。								
その他	<p><第三者委員会の意見></p> <ul style="list-style-type: none"> CVMIによる調査手法の妥当性について検討すること。 								

土器川流域図



【流域の諸元】

流域面積（集水面積）	： 127km
幹川流路面積	： 33km
流域内人口	： 約3.5万人
流域内市町村	： 丸亀市・まんのう町
想定氾濫区域面積	： 約61km
想定氾濫区域内人口	： 約10.3万人
想定氾濫区域内資産額	： 約14,300億円
(河川現況調査)	

事業名 (箇所名)	渡川総合水系環境整備事業 (丸ノ内川浄化事業)	担当課 担当課長名	四国地方整備局河川計画課 石原雅規	事業 主体	四国地方整備局				
実施箇所	高知県四万十市								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	導水施設の設置(取水施設、導水ポンプ、導水管等)、ピオトープ整備、「せせらぎ水路」整備、親水公園の整備								
事業期間	平成10年度～平成17年度								
総事業費 (億円)	約7.6								
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「土佐の小京都」と呼ばれる四万十市の中心市街地を流れる準用河川丸ノ内川は、生活スタイルの変化等に伴って生活雑排水等の汚濁負荷が増加し、事業開始直前にはBOD値で約15mg/Lと水質が悪化し、悪臭が発生するなどしていた。 ・四万十市(旧中村市)は快適な生活環境の創出に向け、中心市街地の下水道整備事業を推進したが、丸ノ内川は水源のほとんどが雨水もしくは家庭排水で占められ、新たな水源から清浄な水を導水しないかぎり水質改善が望めない河川であった。 ・このため、導水に対する市民の強い要請があり、平成9年には旧中村市から水質浄化に対する「一層の効果を発揮するための導水事業」の要望書が提出された。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省は、下水道整備事業だけでは望めなかった水質の改善と豊かな流れの再生を目的として、四万十川の伏流水(浄化用水)の導水施設を整備し、準用河川丸ノ内川への導水を行うことで、合流する後川並みの水質(BOD 2.0mg/L)への改善を目指した。 ・四万十市は、導水事業と並行して街中の水路・水辺環境整備を行う「水と緑の市街地整備事業」と、底泥除去等の維持管理を実施し、清らかな水路の流れと一体となった「土佐の小京都」にふさわしい町並み景観を創出することを目指した。 ・国土交通省と四万十市の事業は一体的に行われたため、両者をあわせて「丸ノ内川浄化事業」とした。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標: 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 ・施策目標: 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環の確保 								
便益の主な根拠	仮想的市場評価法(CVM)による支払い意思額(平均値)一世帯あたり月額276円、受益世帯数14,733世帯								
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	-	総費用	-	-	-	-	-
	事後	総便益	13	総費用	12	1.05	0.64	4.3	平成22年度
事業の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> ・導水を開始した平成15年度に丸ノ内川のBODは大きく低下した。加えて、四万十市が底泥除去を開始した平成16年度以降、値はさらに下がり、下水道整備が完了した平成18年度以降も徐々にBODが低下している。このことから、導水の効果は着実に発揮されているといえる。 ・「せせらぎ水路」には浄化用水が流され、潤いのある町並み景観が形成された。一條鶴井公園は「せせらぎ水路」とともに史跡めぐりコースの一部として位置づけられ、四万十市のHPでも紹介されるなど、観光振興にも活用されている。 ・ピオトープ「飛んで池」は小規模ながらも安定した水域として四万十川下流域において生物多様性の保全に貢献している。 ・その他の効果: 環境教育の機会と場の提供、環境意識の高まりと保全活動の活発化、自発的なPR活動の契機、四万十市による同種施策の計画・実施等。 								
事業実施による環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ピオトープ「飛んで池」では、植生の遷移に伴ってヨシやヒメガマ等の水生植物が繁茂し、閉鎖的で日陰を好むトンボのピオトープとして成熟してきている。 								
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・丸の内川流域は、多くの人が訪れる場所としての重要性は変わっていないが、中心市街地の人口は減少傾向にあり、汚濁負荷が減少する方向に変化しつつある。しかしながら、丸ノ内川には湧水等の水源がないため、汚濁負荷が減少しても、導水がなければ水質改善に結びつかない状況は変わっていない。 ・事業採択時に目標水質達成のための要件とされた丸ノ内川流域の接続率は公表されていないものの、下水道整備済み区域のなかでは最も遅く整備された区域であり、供用年度も遅れたため、接続は計画に比べ遅れていると考えられる。ただし、四万十市は引き続き下水道への接続に向けた取り組みを進めていく予定であり、効果発現の条件は変わっていない。 								
今後の事後評価の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後下水道整備事業が適切に進捗すれば目標とする水質が確保されることが想定されるなど、今後の事後評価の必要性はない。 								
改善措置の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的に見合った効果の発現が想定されることから、大規模な改修を伴う改善措置の必要性はない。 								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考える。 								
対応方針	対応なし								
対応方針理由	事業効果の発現状況など総合的に判断して、今後の事後評価の必要性はない。								
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者委員会の意見 ・CVMによる調査手法の妥当性について検討すること。 								

位置図



四万十川の諸元

流域面積 2,186km²

幹川流路延長 196km

(内、大臣管理区間13.6km)

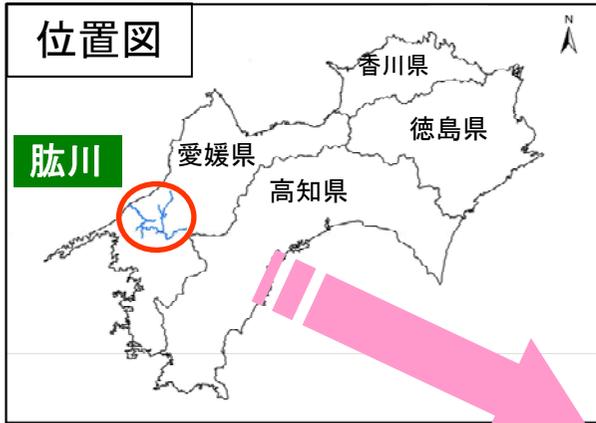
流域内人口 9.7万人

凡 例

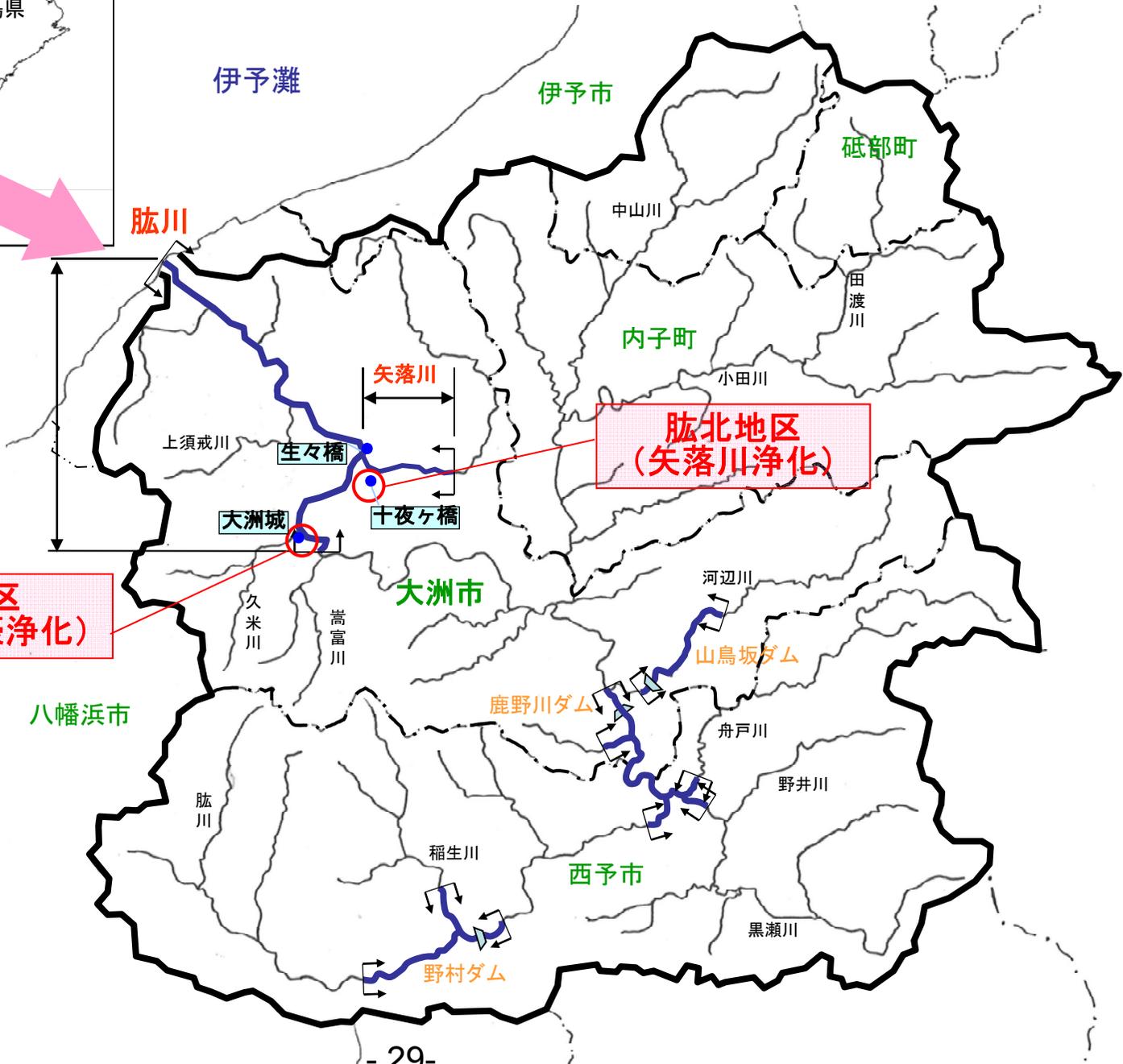
- 基準地点
- 四万十川流域
- 市町村界
- - - 県界



事業名 (箇所名)	肱川総合水系環境整備事業 (肱川浄化事業)	担当課	四国地方整備局河川計画課	事業 主体	四国地方整備局				
実施箇所	愛媛県大洲市								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	水質浄化施設の設置、導水ポンプ設置、水路整備、親水池整備、モニュメントサイン設置等								
事業期間	平成13年度～平成21年度								
総事業費 (億円)	約14								
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・肱北地区(矢落川浄化)は、平成12年に四国縦貫自動車道が開通し、大洲市の東の玄関口として発展しつつある反面、人口増加や下水道の未整備により都谷川流域の水質が悪化していた。 ・肱南地区(大洲城内浄化)は、大洲市の行政・経済の中心で人口が多く、また大洲城や臥龍山荘、おはなはん通りなどの観光拠点があるが、準用河川の土堀川では流れがよどんで白濁したり、悪臭が発生することがあり、市内水路は水質が劣悪で水量が不安定な状況であった。また、大洲城内浄化である準用河川内堀川の菖蒲園では、水源を雨水のみに頼っていたため、水質の悪化が見られた。 ・このように、肱北地区(矢落川浄化)と肱南地区(大洲城内浄化)は都市化による水質汚濁が深刻で、大洲市の下水道整備事業と連携して水質改善を図る必要があった。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・肱北地区(矢落川浄化)は、下水道が普及するまでに長期間を要することが予想されたため、水質浄化施設を設置することにより、矢落川の環境基準地点である生々橋において、早期に環境基準A類型(BOD75%値2.0mg/L以下)を達成することを目標とした。 ・肱南地区(大洲城内浄化)は、肱川本川の清冽な水を揚水ポンプで汲み上げ、水質悪化の著しい市内水路および内濠菖蒲園へ導水・希釈することにより土堀川及び内堀川の水質改善を図り、下水道整備の進捗による汚濁負荷の削減効果と併せて、環境基準C類型に相当するBOD5.0mg/L以下(コイなどが棲める水質)にすることを目標とした。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 ・施策目標:良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環の確保 								
便益の主な根拠	仮想的市場評価法(CVM)により支払い意思額(平均値)一世帯当たり月額861円、受益世帯数18,724世帯								
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	-	総費用	-	-	-	-	-
	事後	総便益	43	総費用	19	2.2	23.8	8.5	平成22年度
事業の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> ・肱北地区(矢落川浄化)は、水質の悪化しやすい渇水年を除くと、生々橋において目標水質(BOD2.0mg/L以下)を達成しつつある。 ・肱南地区(大洲城内浄化)は導水により、水質の改善効果が確認され、下水道整備も順調に進んでおり、将来に向けて水質改善目標が達成されると考えられる。また、町並み景観の改善、水とのふれあいの場や環境学習の場、憩いの場の提供等の効果も認められた。 								
事業実施による環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・肱北地区(矢落川浄化)の十夜ヶ橋は、四国霊場番外札所「永徳寺」と隣接し、県内外から多くの参拝者が訪れる重要な歴史文化の観光スポットでもある。このような場所の水質が改善され、参拝客の安らぐ場所となったことは、大洲市のイメージアップに大きく貢献している。 ・肱南地区(大洲城内浄化)は、内濠公園にあるホテルビオトープへの住民参加や地域活性化などへの波及効果が見られた。また、市内水路整備は城下町の堀や水路をイメージさせるもので、市民への町の歴史認識を深める上でも効果があり、平成21年度に施行された景観条例や景観計画策定の手続きにも好影響を与えた。 								
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業着手時点では人口の増加が予測されたが、最新の予測から旧大洲市人口は横ばいで推移すると考えられたため、今後、汚濁負荷量は増大しない見込みとなった。 ・このため、肱北地区(矢落川浄化)は、計画段階と比較して公共下水道整備の進展が遅れているが、現状の施設で目標達成の見込みである。 ・肱南地区(大洲城内浄化)は、下水道整備が順調に進んでおり、この状態が続けば目標水質は達成される見込みである。 								
今後の事後評価の必要性	今後、下水道整備事業が適切に進捗すれば、目標とする水質が確保されることが想定されるなど、今後の事後評価の必要性はない。								
改善措置の必要性	事業目的に見合った効果の発現が想定されることから、大規模な改修を伴う改善措置の必要性はない。								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	現時点では、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考える。								
対応方針	対応なし								
対応方針理由	事業効果の発現状況など総合的に判断して、今後の事後評価の必要性はない。								
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者委員会の意見 ・CVMによる調査手法の妥当性について検討すること。 								



肱川



**肱南地区
(大洲城内濠浄化)**

**肱北地区
(矢落川浄化)**

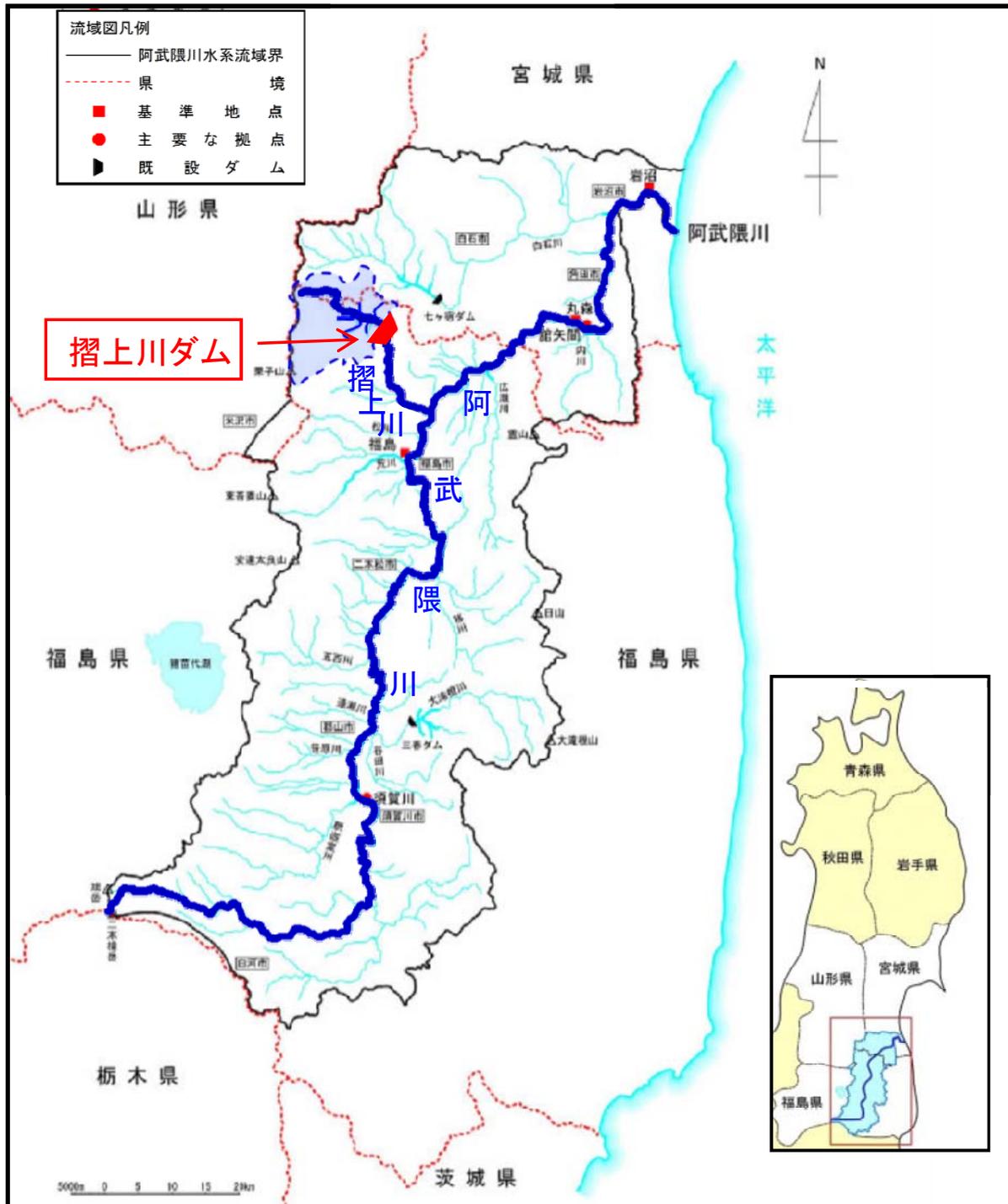
- 凡例
- 事業実施箇所
 - 主要地点
 - ▭ 肱川流域
 - - - 市町界
 - ↔ 大臣管理区間

事業名 (箇所名)	川治ダム貯水池水質保全事業	担当課	関東地方整備局河川管理課	事業 主体	関東地方整備局				
実施箇所	栃木県日光市川治温泉川治								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	取水設備の改良、濁水拡散防止フェンス設置、貯水池湖岸の植栽								
事業期間	平成5年度～平成17年度								
総事業費 (億円)	約22								
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 川治ダムでは、出水時の濁水の流入により、貯水池の白濁化現象が長期化する事象が発生し、出水後も長期間にわたり、下流に流れる状況となった。 川治ダムの下流は、川治・鬼怒川温泉など著名な観光地であり、鬼怒川沿いの散策や、鬼怒川ライン下りなど地域の観光資源としての河川の利用が盛んなことから、白濁した放流水が渓谷の景観上の問題を地元地域から指摘されていた。 <p><達成すべき目標></p> <p>出水後の貯水池における白濁化現象の長期化について改善を図る。</p> <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目標: 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標: 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する 								
便益の主な根拠	<p>【内訳】</p> <p>出水に伴う貯水池の白濁期間短縮による便益: 37億円</p> <p>【主な根拠】</p> <p>支払い意志額: 301円/世帯/月</p> <p>受益世帯数: 38,609世帯</p>								
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	再評価	総便益	52	総費用	10	5.1	42	-	平成14年度
	事後	総便益	37	総費用	22	1.6	15	6.7	平成22年度
事業の発現状況	事業の実施により、出水に伴う濁水期間を短くすることが出来た。								
事業実施による環境の変化	事業の実施により、出水に伴う濁水期間を短くことができ、地域の景観を良好に変化させることが出来た。そのほかの環境については、魚類の種構成や鳥類についても、実施前の確認種が概ね維持されており、大きな変化はみられない。								
社会経済情勢等の変化	鬼怒川温泉では、「鬼怒川ライン下り」が有名であり、利用者数が増加している。鬼怒川流域ダム観光活性化会議(会長:日光市長)では、ダムを観光資源として活用するために、水陸両用バスを活用した社会実験を川治ダムで行っており、水陸両用バスの運行利用者数が着実に増加するなど一定の成果をあげている。								
今後の事後評価の必要性	本事業による、取水設備の改良及び濁水拡散防止フェンスの設置により、出水による濁水の長期化に対しては効果を発揮しており、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事後評価の必要はないと思われる。								
改善措置の必要性	本事業による、取水設備の改良及び濁水拡散防止フェンスの設置により、出水による濁水の長期化に対しては効果を発揮しており、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の改善措置の必要はないと思われる。								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	事後評価の結果、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと思われる。								
対応方針	対応なし								
対応方針理由	本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事業評価手法の必要はない。								
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <p>【第19回関東地方ダム等管理フォローアップ委員会】</p> <p>今後の出水についても、時期・規模及び濁質の沈降時間等を分析していくなど、データの蓄積を行っていくことが望まれる。濁水発生の原因の一つである上流での土砂流出の抑制など、関係機関との調整も必要である。</p>								

事業名 (箇所名)	草木ダム水環境改善事業	担当課	関東地方整備局河川管理課	事業 主体	関東地方整備局				
実施箇所	群馬県みどり市東町								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	水量回復設備整備								
事業期間	平成16年度～平成17年度								
総事業費 (億円)	約1.9								
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景> 群馬県の発電用水として最大24m³/Sが下流の小平発電所に送水され、草木ダムから下流への直接的な放流がないことによって、水の流れがない区間および減水区間が生じている。</p> <p><達成すべき目標> ダム直下から維持流量0.329m³/Sを放流することにより渡良瀬川の水量を回復し水環境の改善を図る。</p> <p><政策体系上の位置付け> ・政策目標:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 ・施策目標:良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する</p>								
便益の主な根拠	<p>【内訳】 草木ダム下流の流れのない区間及び減水区間の水環境改善による便益:7.7億円</p> <p>【主な根拠】 支払い意志額:208円/世帯/月 受益世帯数:11,731世帯</p>								
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	6.0	総費用	2.0	3.0	4.0	-	平成15年度
	事後	総便益	7.7	総費用	2.0	3.8	5.7	17	平成22年度
事業の発現状況	ダム直下流では0.329m ³ /Sの放流により水面幅が2倍に広がり、水量が回復した。0.329m ³ /Sの放流により、ダム直下流の流れの無かった区間では、水面が連続し、平瀬や早瀬が回復した。								
事業実施による環境の変化	付着藻類は、流れのないよどみに繁茂し視覚的に好ましくない糸状性緑藻が減少し、事業による景観改善が確認できた。魚類については、ダム直下流地点では魚類の種類数が増加し、万年橋下流地点では魚類の個体数が増加し、事業による魚類の生息環境改善が確認できた。								
社会経済情勢等の変化	事業効果の及ぶ渡良瀬川のあるみどり市、桐生市の人口及び世帯は、事業の実施前後で変化なく、概ね横ばいである。水量回復施設は、草木ダム見学内容に新たに追加され、環境改善を説明する案内板が設置された。水量回復施設及び案内板はダム見学や、地元小学校の環境学習の場として活用されている。								
今後の事後評価の必要性	事業の実施により、水量の回復や、魚類の種類数の増加、景観の改善が認められており、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事後評価の必要はないと思われる。								
改善措置の必要性	事業の実施により、水量の回復や、魚類の種類数の増加、景観の改善が認められており、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の改善措置の必要はないと思われる。								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等の必要性	事後評価の結果、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等の必要性は見られない。								
対応方針	対応なし								
対応方針理由	本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事業評価の必要はない。								
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容> 【第19回関東地方ダム等管理フォローアップ委員会】 本事業の効果は十分発揮されており、今後の事後評価及び改善措置は認められない。</p>								

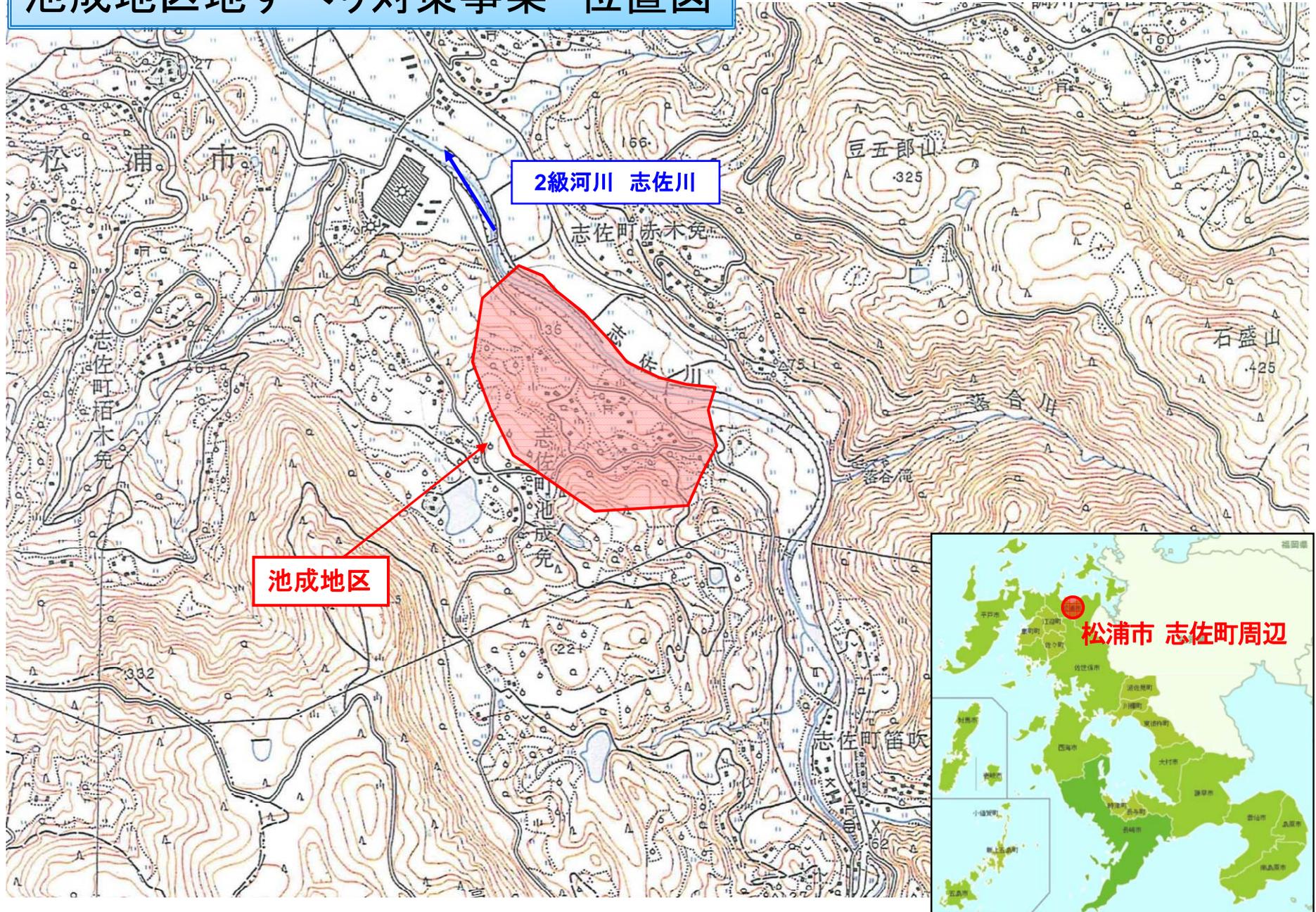
事業名 (箇所名)	摺上川ダム建設事業	担当課	東北地方整備局 河川管理課	事業 主体	東北地方整備局				
実施箇所	福島県福島市								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	摺上川ダム(型式:中央コア型ロックフィルダム、堤高:105.0m、堤頂長:718.6m、堤体積:8,300,000m ³ 、総貯水容量:153,000,000m ³)								
事業期間	昭和57年度～平成17年度								
総事業費 (億円)	約1,948								
目的・必要性	<p><解決すべき課題、背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和22年、昭和23年、昭和41年の相次ぐ出水を契機に、昭和49年に改訂された阿武隈川水系工事実施基本計画に基づき計画された。 ・昭和61年や平成10年には阿武隈川の中下流部である福島県北部や宮城県東部が度重なる洪水にみまわれ、また、平成6年夏には洪水被害が発生し農業に損害が出るなど、摺上川ダムの早期完成が望まれていた。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節 ダム地点の計画高水流量850m³/sのうち820m³/sの洪水調節を行う。 ・流水の正常な機能の維持 下流の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。 ・かんがい 下流の農地に対するかんがい用水の補給を行う。 ・水道用水 摺上川周辺の3市3町に水道用水の補給を行う。 ・工業用水 瀬上地点下流において工業用水の補給を行う。 ・発電 ダムからの放流水を利用して水力発電を行う。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する 								
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数:168戸 年平均浸水軽減面積:98ha								
事業全体の投資効率性		B:総便益 (億円)	C:総費用 (億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年		
	再評価	総便益	1,244	総費用	886	1.4	358	5.5	平成16年度
	事後	総便益	1,493	総費用	1,076	1.4	417	5.4	平成21年度
事業の発現状況	<p>(洪水調節)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年4月の管理開始以降、5回の洪水調節を行っており、下流の流量・水位を低減させる効果を発揮した。 ・平成18年12月洪水では、312m³/sの流入量のうち298m³/sを調節し、下流の飯坂温泉地区において1.83m、阿武隈川本川の伏黒地点において0.14mの水位低減効果があったと試算される。 <p>(流水の正常な機能の維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度の管理開始以降、下流の基準地点において流水の正常な機能の維持のために必要な流量を満足する補給を行っている。 <p>(かんがい)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月1日から9月30日まで、ダム下流のかんがい用水のための補給を行っている。 ・平成20年には、5月から9月の間に、63日間で11,518千m³の補給を行った。 <p>(水道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島市をはじめとする周辺3市3町に水道用水を補給しており、1日の平均取水量は約120,000m³となっている。 ・本格運用が開始した平成19年以降は、3市3町における水道用水の約9割を摺上川ダムから補給している。 <p>(発電)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摺上川ダム発電所における至近3年間での年間発生電力量は、約17,000MWhであり、福島県の約3,000世帯分に相当する発電を行っている。 ・水力発電により、火力発電平均と比較して約98%のCO₂を削減していると試算される。 								
事業実施による環境の変化	<p>(水質)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯水池の生活環境項目は基準値を満足している。 ・大腸菌群数が基準を超過することがあるが、問題となる糞便性大腸菌では水浴可能なレベルにある。 ・貯水池内の全窒素が高い値を示すことがあるが、一時的なものであり長期化していない。 ・貯水池は貧栄養に相当し、アオコや淡水赤潮等の原因となる種はわずしか確認されていない。 <p>(生物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚類では、ダム湖内でウグイ、カマツカ等が継続的に確認されるとともに、大型のヤマメやニッコウイワナも確認される一方で、ブラックバス等の魚食性外来種は確認されていない。 ・底生動物では、下流河川で湛水後にカゲロウ目・トビケラ目が大きく増加し、流入河川ではカゲロウ目・カワゲラ目が増加している。 ・鳥類では、マガモ、カルガモなどの水鳥18種が湛水後新たに確認された。 ・平常時最高水位以下の湖岸部で植生の消失および陸上昆虫類の多様性の減少が生じている。 <p>(堆砂)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年～20年の間は計画堆砂量に比べ多くの堆砂がみられたが、近年は大幅に減少し収束の方向へ向かっている。 <p>(地すべり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験湛水中に地すべりの動きが確認されたが、押さえ盛土による対策により、その後大きな動きはなく沈静化していると判断される。 								
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・摺上川ダム周辺の水源地域の人口は年々減少傾向にある。 ・下流の飯坂温泉観光客数は近年大幅に減少しているが、摺上川ダム水源地域は新たな観光スポットとして地域との連携に取り組んでおり、地域の活性化に貢献していると考えられる。 ・水源地域ビジョンの6つ柱の実現に向けて取り組みを実施している。 								
今後の事後評価の必要性	「摺上川ダム建設事業」は十分効果を発現しているものと判断され、今後の事後評価の必要性はない。								
改善措置の必要性	現時点では「摺上川ダム建設事業」に対する改善措置の必要性はない。								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し	見直しの必要性は特になし。								
対応方針	対応なし								
対応方針理由	・事業効果の発現状況など総合的に判断された。								
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <p>【平成22年度東北地方ダム管理フォローアップ委員会】</p> <p>本事業の効果は十分発揮されており、今後の事後評価及び改善措置は認められない。</p>								

摺上川ダム建設事業位置図



事業名 (箇所名)	池成地区地すべり対策事業	担当課	土木部砂防課	事業 主体	長崎県				
実施箇所	長崎県松浦市志佐町								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	主要施設: 隧道工、隧道内集水ボーリング工、杭工、集水井工、横ボーリング工、水路工、井内集水ボーリング工、排水ボーリング工								
事業期間	昭和47年度～平成17年度								
総事業費 (億円)	約13								
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和20年代に池成地内の人家や市道に変状が生じた。 昭和40年代に人家の変調が徐々に悪化し、家屋数戸で補修が行われたり、排水路に亀裂等が発生した。 昭和47年度の調査結果により、最大幅約500m、奥行き約390m、最大層厚38mの地すべり地が存在し、動態観測により地すべり滑動が確認された。 そのため、昭和49年度より地すべり変動の抑制・抑止を目的とした対策工事に着手し、平成17年に概成している。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 地すべり活動を抑制し、住宅、二級河川志佐川、主要地方道日野松浦線の重要な公共施設を保全する。 地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他の施設に対する地すべり等による被害を排除し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資するもの。 <p><政策体系上の位置づけ></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目標: 水害等災害による被害の低減 施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する 								
便益の主な根拠	民家: 189戸、重要施設: 保育所、小学校、コミュニティセンター、工場、主要地方道: 4372m								
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	31	総費用	30	1.0	1.3	—	平成14年度
	事後	総便益	46	総費用	33	1.4	14	—	平成22年度
事業の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> 本地区地すべりは、大きくAブロック、Bブロックに分けられ、それぞれの地すべりブロックに対して昭和49年より地すべり対策工を実施してきた。対策工事と平行して地中歪計等により地すべり観測を行ってきたが、対策工事が進むにつれて、顕著な地すべり変動はなくなり、平成17年度に沈静化したと判断し、地すべり対策工事を完了している。 事業概成後、家屋や道路、耕作地等への被害は無く、民心安定に繋がっている。 アンケート調査結果によると、ほとんどの意見がその効果を認めるものであり、事業効果が発現されている。 								
事業実施による環境の変化	地すべり対策事業に伴う環境への影響は特に認められない。								
社会経済情勢等の変化	<p>保全対象民家が212戸から189戸に減少しているが、依然として以下の重要な保全対象が存在している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 池成地区地すべり地は、志佐川左岸部の緩慢な斜面に位置しており、危険区域内には民家40戸、耕作地28ha、主要地方道佐世保日野松浦線774mがある。 志佐川上流の湛水域には、52戸の民家及び保育所や小学校、コミュニティセンター等の要援護者施設がある。 下流の氾濫域には、97戸の民家及び工場がある。 								
今後の事後評価の必要性	現時点では、地すべり対策事業による効果が確認されているため、今後の事業評価の必要性はない。								
改善措置の必要性	現時点では、地すべり対策事業による効果が確認されているため、今後の事業評価の必要性はないが、今後対策工の老朽化が懸念される。								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	現時点では、同種事業の計画・調査のあり方、事業評価手法の見直しの必要性は無いが、対策工の老朽化が懸念されることから、それらの効果の健全性の確認や、維持補修の必要性が高まると予測される。								
対応方針	対応なし								
対応方針理由	事後評価の結果、再事後評価、改善措置が必要ないため。								
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 特に意見なし 								

池成地区地すべり対策事業 位置図



事業名 (箇所名)	有明海岸直轄海岸保全施設整備事業	担当課	河川計画課	事業 主体	九州地方整備局				
実施箇所	佐賀県佐賀市、小城市、鹿島市、白石町								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	海岸堤防整備、内水排除施設整備								
事業期間	昭和35年度事業化、平成19年度完了(平成21年3月より佐賀県へ移管)								
総事業費 (億円)	932								
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風常襲地域であり、高潮による被害が頻りに発生(S31、S34、S60、H11) ・昭和60年8月台風13号により甚大な被害が発生している。(死者3名、家屋損壊350戸、浸水家屋582戸、船舶破損1,057隻) <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸堤防を整備し、台風による高潮と高波からの背後地の保全を図る。 ・内水排除施設を整備し、台風時の降雨による内水被害からの背後地の保全を図る。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:津波・高潮・侵食等による災害の防止・軽減を推進する 								
便益の主な根拠	浸水防護戸数:29,963戸、浸水防護面積:82km ²								
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	7,059	総費用	2,767	2.55	4,292	11.0	H15
	事後	総便益	9,634	総費用	3,805	2.53	5,829	10.7	H22
事業の発現状況	事業完了後(H20.3)、H22.8.10~11に台風4号が有明海岸付近を通過するが、浸水被害は発生していない。なお、事業完了後、計画規模相当の高潮が発生していないため、シミュレーションにより整備効果を確認した。								
事業実施による環境の変化	海岸堤防整備に際して、堤防付近に生育していたシチメンソウ(塩生植物)の影響が懸念されていたが、事業実施に際しては地域住民と一緒に移植・保全がなされ、環境への影響は特になく考えられる。また、事業完了後に地域住民にアンケートを行った結果、「景観」「生態系」への評価については、とても良くなった、やや良くなったが約60%の回答を得ている。								
社会経済情勢等の変化	<p>【人口の変化】</p> <p>有明海岸堤防整備事業によって防護される背後地の人口推移は横ばい傾向である。</p> <p>【土地利用の変化】</p> <p>背後地の土地利用状況については、田畑面積が減少する一方、宅地面積が増加傾向を示している。</p>								
今後の事後評価の必要性	事業が完了した平成20年以降に計画規模相当の台風は発生していないが、氾濫シミュレーション結果より、当事業による大幅な浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性は十分見込まれる。平成21年3月をもって、管理者である佐賀県への引き渡しを完了しており今回評価をもって事後評価を完了したいと考えている。								
改善措置の必要性	現時点における改善措置の必要性は見受けられない。現在、管理者である佐賀県によって維持管理が行われている。								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	事業完了後における事業効果について確認できることから、同種事業についても同じ手法を用いて評価を行いたいと考えている。								
対応方針	対応なし								
対応方針理由	当事業による事業効果が発現していることが確認された。また、当事業は管理者である佐賀県に施設の引き継ぎが完了しており、改善の必要性も見受けられないことから、今後の事業評価や改善措置等の必要性は無いと考えられる。								
その他	<第三者委員会の意見・反映内容>審議の結果、対応方針(案)どおり、了承された。								



直轄海岸事業区間延長
22.2km

